

令和4年第3回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和4年第3回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年6月6日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年6月16日 午前10時00分

延会日時 令和4年6月16日 午後2時54分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 村田 政義 5番 山田 英孝
2			会期の決定	自 6月16日 1日間 至 6月17日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	29	契約の締結について（木質バイオマスセンター建設工事）	
7	〃	30	契約の締結について（木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事）	
8	〃	31	契約の締結について（下水道管理センター機械設備改築更新工事）	
9	〃	32	契約の締結について（下水道管理センター電気計装設備改築更新工事）	
10	〃	33	工事請負契約の変更契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事））	
11	〃	34	財産の取得について（木材破砕機）	
12	〃	35	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	36	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
14	〃	37	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	
15	〃	38	令和4年度津別町一般会計補正予算(第3号)について	
16	〃	39	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
17	〃	40	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
18	〃	41	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
19	〃	42	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
20	報告	5	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	
21	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
22	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
23	〃	8	例月出納検査の報告について(令和3年度2月分、3月分、4月分、令和4年度4月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから、令和 4 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
4 番 村 田 政 義 君 5 番 山 田 英 孝 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 2 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 17 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、5月臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、合葬墓の利用状況についてであります。昨年12月1日に供用を開始し、5月31日現在までの利用状況は、生前予約が4名、焼骨埋蔵が2体、改葬が2件で焼骨10体となっており、このうち町外からの申請者は、町内の墓地、納骨堂からの改葬を行った1件となっております。また、芳名碑の利用については、3件の申請がありました。引き続き合葬墓についての相談、問い合わせに対し丁寧な説明を行ってまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。6月1日現在、網走農業改良普及センター美幌支所の作況調査では、5月の強風の影響もありましたが、秋まき小麦及び春まき小麦、てん菜が平年より4日から6日早く、馬鈴しょ及び大豆、小豆が6日

から7日早く、玉ねぎが1日早い生育状況となっています。また、牧草については2日早く、作物全体で順調な生育状況となっています。

今後の天候の状況にもよりますが、このまま順調に収穫期を迎えられるよう関係機関とともに適切に対応してまいります。

次に、北見工業大学が行う研究への協力についてであります。北見工業大学では、厳冬期に発生するダイヤモンドダストや、オホーツク海に発生する曇気楼など、北海道における特徴的な自然現象の発生予測の研究に取り組まれており、このたび津別峠の雲海発生の予測に向け、津別峠展望施設に計測装置とカメラの設置について協力要請を受けたところです。

本研究により、精度の高い雲海発生予測が見込まれ、当町の観光事業への有用な研究として期待されるところです。画像解析に用いる高画質画像が提供できる旨の申し出もあり、より鮮明なライブカメラ画像としての活用が可能となるところです。

地域に根ざした研究に取り組む北見工業大学との連携を深め、本研究に協力してまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月6日現在、一般土木工事関係については、パークゴルフ場芝生補修工事ほか7件、3,591万1,000円(11.8%)。

一般建築工事関係については、木質バイオマスセンター建設工事ほか8件、5億6,382万7,000円(98.5%)。

簡易水道・下水道工事関係については、高台低区配水池更新工事ほか3件、8億2,698万円(90.2%)。

設計等委託業務関係については、町道3号線側溝設置設計業務ほか5件、1,202万3,000円(11.9%)であり、令和4年度予算分について総額14億3,874万1,000円で76.0%の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、契約の締結及び補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告している質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の取り組みの今後についてであります。

津別町の新型コロナウイルス感染症に係る対策は、令和2年4月23日臨時会において、経済対策として、事業融資を受ける際の利子補給を目的とする融資制度が第1弾として開始されました。また、同月28日全員協議会で追加対策第2弾、翌5月19日全員協議会で対策の第3弾が協議され実施されてきました。

令和4年度に入り、5月11日全員協議会におきまして、第9弾にあたる対策が協議され、財源は主に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」となっています。

現在は、コロナ禍がいまだに続き、コロナ後に向けても対策は継続して実施すべきと考えます。

そこで、これまでに取り組んできた事業の効果と、支援の継続性についてお伺いしたいと思います。

1点目です。これまでの新型コロナウイルス感染症に係る対策については、どのように作り上げられてきたのか。

2点目です。これまで実施された事業についてお伺いいたします。

一つ目です。お買い物割引券発行事業の目的と効果について。

二つ目、森の健康館町民入浴券交付事業の目的と効果について。

3点目、つべつ宿泊キャンペーン事業の目的と効果について。

4点目、愛林のまち林業林産業原木等購入支援事業の目的と効果について。

5点目、町内出身の大学生等への特産品支援事業の目的と実績について。

大きく3点目です。今後、財源である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がない場合、これまで行ってきた支援策の継続性についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、渡邊議員の新型コロナウイルス感染症対策の取り組みの今後についてお答え申し上げます。

はじめに、これまでの感染症対策をどのように作り上げてきたかについてでありますけれども、現在、取り組み中の対策を含め、感染症対策は、国が令和2年度に創設した「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（以下コロナ臨時交付金）」とお話しさせていただきます、これを活用して事業を展開しているところであります。

コロナ臨時交付金の当初の基本的な考えは、感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために自治体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう措置されたものであります。

事業の実施にあたって国は、各自治体に対し交付限度額を示し、対象とする事業は、感染症対策、事業継続への支援、地域経済の回復、住民生活の支援、そしてコロナ収束後を見据えた地域の魅力向上などとし、幅広く活用できるものとなりました。

こうしたコロナ臨時交付金の趣旨を踏まえ、各課において町民の生活実態や事業者への影響度調査、さらには関係機関等からの情報収集を行い、三役と管理職で構成する「コロナ対策本部会議」において、よりきめ細やかな対応を図るべく事業内容の協議と事業効果の検討を行い、議会とも協議して事業を進めているところであります。

また、相次ぐコロナ臨時交付金の追加交付に対しましても、随時関係機関への聞き取り調査などにより実施事業の検証を行い、より効果的なものになるよう改善を図り、新規事業の検討も行ってきたところです。

次に、これまで実施した事業の目的と効果についてのご質問ですが、各事業の目的につきましては、全員協議会等で説明し了承を得て取り組んでおりますので、実績と効果についてお答えいたします。

まず、お買い物割引券発行事業についてですが、令和2年度の第1弾から本年5月まで6回実施し、1枚300円の割引券を5枚綴りにして延べ4万2,672枚を全町民に配布しており、全体の利用実績は93.8%となっています。利用にあたっては、割引券の額の倍以上の購入を条件としていることから、経済効果は少なくとも1億2,000万円以上と思われ、コロナ禍の経済への影響緩和、町内消費の喚起と拡大、家計への支援に有効であったと考えております。

森の健康館町民入浴無料券交付事業は、利用実績として大人と子どもを合わせて、令和2年度4,622枚、令和3年度6,879枚で、コロナ前の令和元年度と比較すると、令和2年度は138%、令和3年度は206%となっています。コロナ禍で自粛生活が続く中、施設の利用促進と町民にとって心身のリフレッシュを図る場として機能したと考えております。

つべつ宿泊キャンペーン事業は、令和2年度が394人、令和3年度は528人の利用がありました。宿泊者が特に減少する11月から3月の閑散期を利用期間に設定したことにより、一定の利用者の確保と、町民による町内宿泊施設の魅力再発見につながったものと考えております。

愛林のまち林業林産業原木等購入支援事業は、町内業者の事業規模からすると大きな額ではありませんが、12業者に2,250万円の支援を行いました。この事業は他の市町村において類のない取り組みであり、対象事業者からは好意的な反応が多数あり、

1 社、丸玉木材株式会社様から感謝状もいただいたところです。この事業の効果測定は難しく、即効性はありませんが各社が原木等の確保が困難になっている中、経営の一助となったものと判断しております。

町内出身の大学生等への特産品の支援事業は、令和2年度 72 件、令和3年度 50 件であり、効果については自粛生活が続く中、気持ちの面での応援という意味があったものと考えており、受け取った学生からは「ふるさと津別を思い出した」「お米はうれしかった」「親へ連絡し親との交流があった」などの感謝の声が直接聞かれたところがあります。

次に、コロナ臨時交付金がなくなった場合のこれまでの支援策への継続についてですが、コロナ臨時交付金は、先に説明しましたとおり、コロナ感染症及びその影響への対策として交付されているものであり、交付金の終了はコロナ感染症が収束、または影響がほぼなくなったということを意味します。アフターコロナにおいても、仮に継続が望ましいと思われる事業である場合は、その効果を再検証するとともに、財政状況を勘案し慎重に対応すべきものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] 今、質問に対してのお答えをいただいたところがあります。最後の部分のアフターコロナに向けてということが、私の今回の質問の最終的な到達点かなと思うわけですが、答えとしては、難しい判断なのかなというふうに思います。

そこで、最初の部分からちょっと紐解いて再質問させていただきたいと思います。

これまでに、コロナウイルス対応の臨時交付金、その部分の対象外となることで取り組めなかったという事業はこの間にあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいまのご質問ですが、これまで取り組めなかった事業というか、提案というか、各課で出してきた事業に対して取り組めなかったものがあるかということですが、そういうような事業はなかったかなと判断しております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今お答えいただいたところではありますが、私が今回取り上げたこの5項目については、今までこの間に複数回行われてきたものを主に取り上げています。林業林産業の支援については単品ではありますが、それ以前にも製造業持続化支援金ですとか、現在も原油高騰対策支援などという形で対象や内容は違えども直接支援というようなことで重なる部分もあるのではないかなと思います、取り上げております。

そこで、町長に改めてお聞きいたしますが、総じて、この5項目について、取り組みの目的に照らして効果があったというふうに受け止められているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、一定の効果はあったというふうに判断しております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 それでは、ちょっと細かく聞きたいと思います。

お買い物割引券ですが、現在、7回目を今後予定するという取り組みになりますが、町民への浸透度はどのようにお感じになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これも先ほどの答弁で申し上げましたとおり、90%を超えているという状況ですので、浸透はしているというふうに思います。

ただ、中には、全ての世代というか町民に送っていますので、それは必要ないという方も中にはおられますので、100%になるというふうには最初から思っておりませんでしたけれども、93.8%は十分に浸透したなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 その上で、以前もこのお買い物券に取り組む中で、違う形のいわゆるプレミアム付きという形ではありますが、商品券というものも検討の課題にあったのかなと思います。この二つ、傾向は違うわけですが、そのお買い物券、今行われているお買い物割引券というものと、以前検討された、以前もいろんな

ことでやられていますが、プレミアム付き商品券というものの傾向について、この違いについて町長はどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、プレミアムでやってはどうかということ、当初、商工会からの要請活動にもあったわけですがけれども、やはりいろいろ議論しているうちに、プレミアムだと買える人、お金のある人がそれを独占してしまうという傾向も他町村の中でもありましたし、そうではなくて町民全てに行きわたるというふうなことをやはり優先しようということで、それは議会との議論の上でスタートさせていただいておりますので、それはご承知されているという認識をしております。

そして、最初の1回目については、やはり倍の1枚300円ですから、600円のものに対して1枚300円使えるということですので、わかりづらいというようなお話も最初のうちは聞きましたけれども、これまで何回もする中で、もう既に使い方というのは十分浸透しているという認識をしております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 以前に水道料金のお話しをした時に、料金がいろいろ多様になっていると、これも長く続けていくことで、私の中では疑義というか、違いの話をしたのですが、町長からは馴染んできたというような受け答えがあったかなと思います。私もこういう続けている事業、馴染んできたものをやはり続けてほしいということで、今回の趣旨にしております。

町長に改めてお買い物券と商品券の違いについてお聞きしたのは、いわゆる目的と効果の対象が違うという部分を、購入する側から考えると、お金の消費、利用ということで同じなのですが、そういう趣旨の違いについて十分ご理解いただきたいというふうに思います。お買い物割引券は、今町長がおっしゃったように、広く町民に配布されているもので、いわゆる利用者側の利用の希望が大きいという制度なのかなと思っております。またプレミアム商品券については、いわゆる購入した方の利用促進ということはもちろんありますが、それを受け取る事業者側の多種多様な対応というものもありますので、今、先ほど私が言いましたように、いろんな制度を兼ねてやっておりますので、事業者に対してもいろんな直接支援も含めて行われておりますので、今後

もそういう利用の目的の違いについて改めて把握した上で適時対応していただきたいと思えます。

ほかの項目についてですが、答弁にも重なる部分がありますが、入浴券につきましては、町民の休息や保養の場であり、いわゆる福利厚生的な配慮で利用促進や環境を今後も維持する必要があるのかなというふうに私は考えています。

その意味でも、令和2年度からこの無料交付事業に取り組みまして、さらに年度初めに郵送配布という現状の形がまさに理想的なのではないかなと。宿泊キャンペーンについても、宿泊客減少への誘客効果とあわせて、町民への利用促進に向けた働きかけを今後も意識していただきたいというふうに思えます。

また、林業林産業製造業への給付金支援については、コロナ禍での対応に加えて、予算の規模の面からも考慮した結果ではないかなと思えます。今後に向けて、現状の事業者や各種団体との情報交換や連携を図った対策の立案に期待するところであります。

次の大学、いわゆる短大生、専門学生も含めた支援についてであります。これまで担当より学生を応援したいという部分の提案理由もあり、これまでとはまた形を変えてでも実施に期待するところであります。これ、まとめて今話ししましたが、町長からご意見があればお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 入浴券と宿泊キャンペーンの関係ですけれども、議員もご承知のとおり、特に大きく利用されるのはランプの宿であります。ここは公共施設ですし、それからみいとインつべつも公共施設です。そういったところを指定管理という方法をとって民間の方に経営を委託しているという状況です。ですから基本的には、そこで利益を上げて収益を上げて自分の会社のものにしていくというの是一向に構わないわけですけれども、そこが経営が困難であるということで撤退をされると、今度は町が即経営に直接乗り出さなくてはならないという、非常に難しい状況になってまいりますので、そこをやはり支援していくというのは、当然必要だろうなということで、こういう制度を使って進めてきているところです。

町内には、そのほかにも宿泊キャンペーンでいけばゲストハウスのnanmo-na

n m o さんだとか、あるいはでてこいランドさん、チミケップホテルも対象に加わってまいりますけれども、そこはそこなりに活用されていまして、今回またそういう制度が7月1日からスタートしますので、ぜひ活用していただいて、経営の一助になると同時に、ぜひとも津別の知名度なり観光の楽しさというんですか、そういったものもこの地の中で味わっていただくといいですか、そういう形に経営者とともに、あるいは指定管理者とともに進めてまいりたいと考えているところです。

それから原木の関係については、今もまだウッドショックという状態が続いております。これはコロナの影響というよりも、むしろ今、ウクライナとロシアの関係がさらに追い打ちをかけて、そういう状況になってきておりますけれども、これは原木を取得するのに助成金を出したということは、非常に感謝状をいただくほどですから、会社にとっては大変貴重なものだったんだろうなというふうに思っています。

今度こういう状態が、それでは今はもう改善されているかという、先ほど申しましたとおりウクライナ情勢等もあって、なお厳しい状況になっているというのが事実で、今聞くとところによりますと、自分で家を建てても坪100万円するというようなお話も業界ではよく言われておりますけれども、そういう中で、おそらく今、参議院選挙が来月の10日に投開票がありますけれども、その後に大型のまた補正予算が組まれるのではないかという情報等も入っておりますし、新聞の中でもそういうものがちらほら出ていたりしています。そうすると骨太の方針がこの間決定して、それに基づいてということになると思いますけれども、この経済対策は少しウクライナ情勢も含めて、そういう予算が配置されてくるのだらうなというふうに思いますけれども、それはそれでまた活用させて、燃油の高騰等も含めて活用させていただきたいと思うところです。

基本的には、やはり地元金融機関がありますので、その支店長等ともいろいろ情報交換を都度しておりますので、そういった情報も踏まえて、より効果的なものを打ち出していききたいというふうに考えております。

それから大学生だとか専門学生、高校生もそうですけれども、町外に行っている子たちに支援をしてきました。令和2年度は3,000円相当のものということで、クマヤキサブレだとか、ロマンス製菓のキャンディ、それから農協でつくっています有機ミ

ートソースだとかそうめん、あるいはまる太くんのエコバッグだとか、Kニットでつくられたマスクだとか、そういったものをセットにして送っています。

令和3年度は1,000円アップして4,000円の内容で送っているところですが、この時は米も3キロほど入れたりということで、地元のあっぱれ米ですが、そういう形で有効に使っていただいているのではないかなと思います。

もう大分学校も始まっていると思いますけれども、ひところは家の中で一度も大学にも行ったことがないというようなことがテレビでもよく出ておりましたけれども、今は少し落ち着いて学校にも行ける状態になっているとは思いますが、これは、ふるさと君たちのことを応援しているよというメッセージになったのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 今、いろいろ5項目について町長からお答えいただきました。私もそう思いますし、十分価値のあるお言葉をいただいたと思います。その部分を受けて3番目の今後について少し話しをしたいと思います。

今回、このいわゆる5項目というのですが、取り上げた項目については、先ほど私が言いましたように、当初の目的に対し成果を上げ、さらに複数回馴染んできたという話もありますが、行ってきております。ちょっと内容は違うかもしれませんが、財源に地方創生とついています。地方創生交付金、通常のは地方が自主的、主体的で先導的に作成した事業実施に交付される交付金であります。言いかえれば、このコロナ対策として津別町が主体的に取り組んできた事業というふうにも言えるかと思えます。

国では、今町長からも話がありましたように、今後もコロナ対応の交付金の準備があるように聞こえてきますが、いずれそういうものが自主財源で行われなきゃいけないかなという部分も出てくると思います。現状のこの目的という部分、コロナという部分の目的という部分から、効果を踏まえて継続の選択には目的から役割というふうな考え方を追加させる必要があるのかなというふうに思います。今、町長がお答えになった話の中ですが、例えて言えば大学生等への支援についても、当初の目的はコ

ロナ禍ということで、そこに津別町から支援を行っていたわけですが、これからは津別町と津別を離れた学生をつなぐ役割としての支援を検討していただきたいというふうに思います。

津別の現状を学生たちに伝えて、また気持的なたんぱく製品をそこに添えて、故郷を思い出していただくそういう機会になれるような役割を与えていただければというふうに思います。

町がこれまで主体的に複数回行ってきている事業について、私は優先度が高いというふうに思うわけですが、町長の受け止め方をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最初のご質問でお答えしたかと思いますが、これは地方創生という名前がついていますけれども、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策で影響がさまざま出ている部分についての、それぞれの市町村で対応を図ってほしいということで国から交付されたものでありまして、これまでトータルで5億円を超えるようなお金が交付されています。これからまた5,000万円ほど入るというふうに思いますけれども、それは燃油の高騰が続いているということで、そのところに少しシフトされてくるというふうにも聞いているところでもありますけれども、いずれにしてもコロナが一定の落ち着きを見せれば、この交付金そのものはなくなっていくんだろうなというふうに思います。

かわりの部分として、それをさらに経済を盛り返していくというようなことで、別の形でおそらく交付金が用意されてくるのではないかなというふうに思います。そういったものを町独自でさまざまなことをやるということは、これから議員もご承知のとおり、まちなか再生事業を含めて大きなお金を用立てしなければならない状況になっておりますので、そういった津別町の財政全体の状況も見ながらやれること、それからこれはコロナ関連なので、それは終わったものは終わったものということで割り切っていくことも必要だというふうに思っていますので、それは今後、必要なものが出てくれば検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 財政という話が必ず出てきますので、難しい問題

かなというふうに思います。自治体の運営については、問答みたいな話になりますが、これまでのコロナ対策は影響を緩和するための支援ですとか、事業の継続や雇用確保などという目的が多くありました。これからコロナ過が続く現状では、そのコロナウイルスという社会の共存を意識したような、より現実的な支援の継続が必要だと感じます。

そこで今、町長から言われたような財政という課題がぶつかってくるのではないかなと思います。地域の課題解決、これは通常でも当たり前の話ですが、また地域振興をより意識した対策を今後の施策に継続させていただきたいと思います。

財源についてであります。今、私はこの地方創生臨時交付金というものは二つの側面があるというふうに思っています。

一つ目はこれまでの支援という部分についての側面でありまして、もう一つは、今後に向けた施策へのチャレンジ的な側面なのかなと。今町長から、この地方創生とはついていても、これはコロナ対策だという話がありましたが、今までも地方創生とついている文言の中で、よくそういう過疎地域への活動のチャレンジというものがありました。よりよく考えていかないと、やはりちょっと詰まってしまう部分がありますので、このコロナ対応の交付金がない場合も、先ほど町長の答弁の中にも他町に類のない取り組みという話がありました。これは津別町が自主的に考えて行ったからそういう判断があるのかなと思います。

現状と同規模な実施は難しいとは思いますが、目的にあわせた選択や規模や期間、また上限の見直しなどサイズ変更を行いながらも、可能なものはあるのかなというふうに思います。

例えば林業林産業の原木の購入支援についても、例えば原木購入費、今回は 200 万円という上限を設けていますが、これを町で、例えば原木というものの基準を決めて、それを超過した部分については補助をするなどという、制度の立て直しというか考え方のチェンジというものができるのではないかなと思います。

財源としても直接購入費という部分にはいかないかもしれませんが、森林環境贈与税など対象とした枠組みでの検討も、そういうくくりの中で可能ではないかなというふうにお問い合わせもしたいと思っているところでもありますので、その部分について担当課

としてのお答えがあればいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 今、意見をいただきたいということで、この実施しました愛林のまち林業林産業原木等購入支援事業というのは、目的についても効果についても先ほど町長のほうから答弁されたとおりでございます。

今後の見通しの中で、継続というふうなところもありますけれども、これらについては、特にうちの林業全体におきますと、先ほど町長の答弁にもあったとおり、コロナというよりも今の世界情勢の中で右往左往しているというか、大変なことになっているところがございます。これを渡邊議員のほうから継続ないし別な形でというふうなその財源については、森林環境贈与税というふうなところがございますが、森林環境贈与税は贈与税として、今現在、皆さんにご審議いただきながら使う方向が大方決まっております、森林の再整備というところで現在は計画をしておりますので、先ほど議員がおっしゃったような形の、新たな財源のほうになるかどうかというふうなのは、それが本当にうちの林産業、特に工場等々の底支えになるかどうかというふうなところは十分見極めていかないといけないのかなと思いますし、先ほど町長からもあったとおり、今後のコロナではなく、世界情勢に対しての経済対策の事業が多分新設で出てくるだろうと思いますので、そういったところも含めまして総合的に判断をしながら支援が必要だというふうになれば財源というふうなところも国の動向を見ながら検討しないとイケないのかなと思っていますけれども、まず今後の動向と総合的な判断をしながら検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] ここで答えを出してもらおうということではないわけですが、例えば今、話がありましたように、この原木についてはコロナというより世界情勢ということがありましたが、使っている財源はコロナの財源であります。だから私が言いたいのは、方便というかチャレンジという部分について、これがまだコロナ交付金がこの後来るような予定があります。そういうものを時代にあわせた使い方でチャレンジしていただいて、それをこの後アフターコロナと言われているこの

次の時代については、また自主財源なり新しい財源なりを活用して、今、私が言いましたように規模を小さくするとか、可能なことを検討しながら形を変えて組みかえていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、これまでお話をさせていただきましたが、現状のコロナ対策や支援は果敢に取り組んでいただき、今後の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、この後ない時代、町長の答弁ではコロナという影響がなくなった場合、なくなる可能性もあるという話がありましたが、もうその境目がわからないものですから、こういうものがない場合に向けても、このコロナ支援から地域の役割という部分に消火させて、地域振興を主軸に続けていただけると私は期待しております。

また財源についても、先ほど来上げましたが、例えばふるさと納税ですとか、今回の森林譲与税ですとか、ある程度自治体の裁量で使用判断の可能な財源の増収や積極的な活用も含めて視野に入れていただきたいというふうな部分もお伝えしまして、最後にさせていただきますが、町長から一言あればいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） コロナに関係する部分については、おそらくこれから収束に向かっていくのだらうと思います。ただコロナ庁みたいな感染省庁みたいなをつくるという国の動きがありますので、おそらく次の全く新しい形の感染症が5年とか10年のスパンで今までも出てきておりますので、おそらくまた違う形のものが、この先すぐにではないと思いますけれども出てくるのだらうなと思います。

いずれにしても今回のコロナについては、多分収束の方向に向かって共存するという形に進んでいくのだらうと思います。

最初のころの感染者が町内に出たというときは、本当にピリピリして死ぬかもしれないというような感じで、それぐらいの危機感がありましたけれども、今はそういう状況にもないということになっております。そういうことによって交付金がなくなっていく、あるいは形を変えていくということは十分考えられるのかなというふうに思います。

ただ、今、国のほうでは地方創生交付金というのは、これは平成27年から出されていて、それも町としてもさまざまな形で活用させていただいています。それは町でま

ち・ひと・しごと総合戦略というのを立てた上で、それに沿った町の発展に向けての地方創生をしていくための交付金として受け取ってきているところでありますけれども、今、岸田内閣にかわりまして、地方創生交付金は存在しているんですけども、そのシフトがデジタルへ向かっていきます。今回も今月に入ってからデジタル田園都市国家構想基本方針というのが出されました。さまざまなことが書いてありますけれども、この地方創生の中で進めていく形になりますけれども、今までの地方創生の交付金のあり方から、しっかりデジタルに将来の社会に向けて組みかえをしていくという意思がありありと出ていますので、これは道新の記事も載ってございましたけれども、そういう変化に市町村がなかなか対応しきれないという、前はこうだったじゃないですかというのがなかなか認められなくて、デジタルというものがその中に入っていなければ、なかなか認められないというそういう状況、それだけデジタルというものに対しては本気なんだなというふうに感じておりますけれども、それが今のテレワークの時代だとか、コロナによって普及し始めてきておりますけれども、そういったものの活用だとか、社会の構造が変化していくというものに対応していく時代に入ってきたなというふうに考えています。そこに、あと議員がおっしゃったふるさと納税だとか、森林環境譲与税、あと2年もすれば今の復興税から、今度は環境税ということで1人1,000円を国民からいただく部分が変わっていきますけれども、それに先駆けて国は譲与税という形で出しておりますけれども、そういったものをしっかり活用しながら町づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] ただいま発言の許可をいただきましたので、先に通告の町長選挙につきましてご質問させていただきたいと思っております。

今年の11月には任期満了に伴う町長選挙が実施される予定となっているところであります。

そこで、現在4期目である佐藤町長は5期目に出馬されるのか、考えをお聞きしたい。

まだ6カ月ほどございますが、この第3回の定例会において明らかにすべきと考えます。また、4期目の公約に対する認識や今後の展望などについてお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、町長選挙についてお答えを申し上げます。

早いもので12月22日の任期まで、残すところ6カ月余りとなりました。ご質問の「その後」につきましては、後援会等、皆様のご意見をいただきながら秋には意向を申し述べたいと考えているところであります。

次に、4期目の公約に対する認識と今後の展望についてですが、4期目の大半は予想もしていなかったウィズコロナの時代でもありましたが、公約として掲げました四つの項目についての認識を申し上げます。

一つ目の「買い物環境の整備」は現在進行中であり、任期中の完成とはなりません。引き続き実現に向けて努力してまいります。

二つ目の「交通の便の改善」については、为国アドバイザーの協力も得て地域公共交通計画を策定し、これに沿った取り組みを行っているところです。昨年12月には市街地巡回バス「花バス」の運行も開始することができ、今後は協議会での検証をお願いしながら計画を推進してまいります。

三つ目の「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画の推進」については、複合庁舎と消防庁舎の完成を見ることができましたが、引き続きスーパー、図書館、交通拠点施設の建設に取り組むとともに、ドラッグストア棟の建設に向けての準備も進めてまいります。

四つ目の「住民満足度調査における満足プラスやや満足70%達成を目指す」という

高い目標を掲げましたが、2年に一度実施してきた昨年の第6回調査において、残念ながらこれを達成することはできませんでした。自らの士気を高めることも意識しての設定でしたが、努力はし続けてきたと考えております。

このほか、人間が生きていく上で大切な一つである水を確保する水道導水管の整備を3年かけて行い、北見地域定住自立圏を活用したごみの焼却と町内でのごみ最終処分場の建設を2年かけて行いました。また、津別病院の支援強化など地域インフラへの対応を積極的に行ってきたところです。

まちづくりはどこまでも続くものであり、終わりのない取り組みであります。本物の成功事例は模倣が難しく、首長などキーマンが実行に移す意欲と長い時間を要しても実行し続ける行動力から生まれると言われていています。まずは残されている期間、全力を傾けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] それでは、再質問をお願いしたいと思います。

前段の11月に任期満了に伴う選挙が予定されておりますが、今、町長のお答えでは後援会等、皆さんのご意見をいただきながら秋には意向を申し上げたいというお答えでありましたが、町長も4期目ということもあって次を目指すのであれば5期目になろうかと思えます。今回の任期満了を迎えて、現在、町民の関心はいつになく強いものを感じているところであります。

そこで、今お答えいただいた秋というのは時期的にいつなのか、また、どのような形で町名に表明されるのか、率直に今の町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これまでも定例議会の一般質問でお答えをできております。方法としては、記者発表するだとか、定例議会というか、それは一般質問によらずにいろんな発表の仕方というのがあると思えますけれども、秋というところを目安にして定例議会で行うのか、あるいは別の方法でやるのかを含めて、それらも含めて後援会組織を私も持っておりますので、やはり私はこうしたいということで、そこでのこれまでの私に対する評価だとか、さまざま含めて聞きながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 今、表明のことについてはお伺いしましたけども、秋というのは漠然として、時期について9月定例会前なのか、定例会時に正式にするのか、それあたりについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 秋ごろを目安にして、周りの方たちともお話をし、方法論についてもお話をしていくということです。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 前回も私、お聞きしたのですが、同じような答えですけれども、先ほど私が申し上げたのは、町民の関心も非常に高いということは町長も肌で感じているかと思いますが、やはり早く態度をはっきりさせるというのが、町長が次、立つとすれば5選目になるということで、多選について、町長は1回目の当選時期から、この多選についてどういうふうにご考えられてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町民の関心が高いというのは私も承知しております。その事実、今日、議員から一般質問があるというのは当然新聞チラシ等で入っています。何人かの方たちがすぐ町長室にお見えになったりもしています。それらも含めて頭の中に入れていきたいと思っているところです。

多選については、本来はやはり選挙があったほうが選択をできるということでいいのではないかなと思います。私も最初、1期目出るときは、既に立候補をされている方がおりましたので、選挙になるなというふうに思っておりましたけれども、結果的に無投票ということになりました。それ以降、4回続いているわけですけれども、それも選び方なのかなというふうにも思っているところです。ですから、そういうことよりも、今まで4期、あと6カ月ほど残っておりますけれども、含めてやってきたこと、それらもしっかり踏まえた上で、そして応援して下さってきた皆さん等の意見も聞きながら決めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）　〔登壇〕　わかりました。

そこで、今回の4期目の所信表明の中で公約を四つ掲げておられます。町長は1期、2期、3期、4期ということで、私の感じるところ、事業及び町民の要望等を踏まえていろいろ事業を展開しております。歴代の町長の中でも非常にそれあたりの事業の実績については、評価は高いのではないかと感じているところでございます。

そこで4期目、この公約の一つ目であります買い物環境の整備、現在進行中でございますが、計画につきまして町民が非常に身近で重要な事業というふうにとらえているかと思えます。当初計画してきて、実施に向けて相当遅れているという感がございますが、これについて町長の今の遅れの認識についてお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　まちなか再生事業は、ここの庁舎も含めて2年前開町100年を迎えて、おそらく建物も3巡目に入ってくるだろうというお話をさせていただいたつもりでありますけれども、そういう中で新たなまちなか再生、町の再開発に向けて進めてきたところでありますけれども、ご承知のとおり、この庁舎も当初の構想でいけば銀行や農協やそういったところも含めたより複合的なものを想定していて、その町民との意見交換の中でも、実はそれがいいというのが参加者のアンケートの中で一番多かったんですけれども、なかなか反対される方も当然何事をするにしてもありますので、そのやり取りの中でこういう形になって、そして農協とも話し合いをしながら、お互いに土地を交換し合いながら、この町の新しい町づくりを形成していこうということで進めてきているところです。

そうした中で、必ずしもやっぱり人間ですから、やはりさまざまな考え方があります。それらを受け止めつつ何度も何度もやはり話し合いをもってきているつもりでありますし、相当な数もこなしてきていると思えます。その中で当然遅れも生じてきておりますけれども、それはそれできちんと落ち着いていけば、それでいいのではないかなというふうに思えます。それに向けて諦めることなく、やはり貫徹していくべきだろうというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君）　9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）　〔登壇〕　買い物環境整備等については、非常に先ほど申し上げ

げたとおり広く住民に関心があるという中で任期中、残り6カ月ぐらいなんですけれども、鋭意取り組んで、きちっとした方向づけをしていただきたいと思います。

そこで二つ目の公約に掲げておりました交通の便の改善、これはお答えいただいて花バスの運行も開始して、現在試行の結果も出されて今後正規な市街地巡回バス花バスの運行はまたきちっとした形でされると思います。そこで協議会のほうでは検証中だと思いますが、これにつきまして広く町民の声を再度お聞きしていただきたいと思います。利用者のみならず、やはり再度どういうことで検証しているのかわかりませんが、走られたことについて、やはり花バスを皆さん見ているわけですから、できれば早い時期にこの辺りのことをお聞きして生かしていただきたいと思います。

そこでもう一つ、公約の中にうたっておりますまちづくり会社、これについて支援をしていきたいというふうに今公約の中でうたっております。このまちづくり会社設立されて現在進めているわけですが、当初この設立の目的、計画、事業の計画性が非常に失われてきて、今新たなものを模索していると思いますが、このまちづくり会社についての町長のこれまでの設立以降のことについてどう考えているのか、認識含めてお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 花バスの関係については、これから花バスに限らず公共交通計画というのは結構分厚いものをつくっていますので、花バスはその中の一つの取り組みです。今、実際に使って、その部分については後ほど今後のスケジュール等あれば建設課長のほうからお話をこの後してもらえればというふうに思いますけれども、できるだけ交通の便というのは以前もお話したかと思いますが、今、まちなか再生事業をやっています。いわゆるコンパクトタウンというんですか、中心市街地にさまざまなものをつくってきて、そこには役場もあれば買い物環境もあれば、図書館もあれば病院もある、そういったところにバスを通じて、そこに水がちょうど集まってくるような形で、そういう交通体系ができればなという想定のもとでつくられています。毎日毎日利用するものでもありませんので、それらをどの程度どうしたほうがいいのかというのも、効率性もやはり同時に考えていかなきゃいけませんので、それらは協議会の中で、この協議会はさまざまな方が入られていますし、実際にそこと

関連する北見バスさんだとか、そういうところも町外の会社や組織の方たちも入っておりますので、トータルで検討してまいりたいと思いますし、それがまた私のほうに答申という形で出てくるかと思えます。私は私でこれまでまちづくり懇談会のように、そこでやはりこういうふうになればなというようなこともたびたび出てきますので、それらとまた組み合わせながら、できることをしていくという形になろうかと思えます。

まちづくり会社については、これも初めての取り組みで、これも地方創生の一環として進めてきたわけですけれども、ご承知のようになかなかストレートにどんどん前へ進んでいくという状況にはありませんでした。メンバーも、中心となる方も公募をして多くの方が来て、そして町民の前でプレゼンテーションもして、そして若い方も含めて選考委員会を開いて、私も入っていましたけれども、そこで決定しています。正直私は別の方がいいなと思ったんですけれども、あとを見ますとそのいいなと思った方も別なところで活躍していたかなと思うと、やはり同じように居なくなってしまったというようなことも町長間の話の中で聞いたりもしております。なかなかそういう方たちが来て、そしてここで即座に成果を上げるというのは、かなり難しいことなんだなというのは実感しております。そういう紆余曲折を経ながらも地域おこし協力隊だとか、あるいは役場を定年して行政経験をたっぷり持った者をそちらに、この4月から働いてもらうようにしたりとか、組織の底上げといいますか形をつくっていくことを今順次進めておりますので、その辺はまだまだのところはあるのは承知しておりますけれども、暖かく見ていただいて、必要な組織だというふうに思っておりますのでご協力も賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 二つ目についてはわかりました。

続きまして、三つ目の公約でございますけれども、今お答えの中でスーパーだとか今後ドラッグストアの関係の準備を進めていきたいと。特にドラッグストアは1年、町長は先延ばしにしたと。その中で基本的に任期中にドラッグストアの建設についてきちんと目安をつけるのかどうか、その考え方についてお伺ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ドラッグストア建設に向けての目安ですけれども、12月22日というのはちょっと微妙なところだなというふうに認識しているところです。ただ、それに向けてできることはしていこうというふうに考えております。よく町民との討論会の中でも、議員もご承知の去年9月の町民の意向調査をやって、その結果を見ると高齢の方から反対が多いんじゃないかという調査結果がありまして、それに対してこの間もいろいろ議論があったところですが、基本的にはあの結果表をもとにして、そして町民に配られた以降、住民懇談会を開始しているんです。それで自治会の皆さんとはまた別に若者たちに集まってもらって議論したりとか、そういう別な集まりも含めて行ったところ、やはりもちろん反対される方もいますけれども、期待感のほうが大きいと、やはり美幌や北見にわざわざ行かなくても、ましてや今燃油もどんどん上がっている状況の中で、ここまで町中に来れば同じものが同じ値段で買えると、それに越したことはないということで、随分あちこちで賛成のお話が出ています。そしてドラッグストアさんにも実際に来ていただいて、3人ぐらい社員が来たと思いますけれども、町民会館で若い方も随分お集まりになりましたけれども、その会社がやっている、まさにデジタル化に向けてのさまざまな取り組みの話をされました。こちらから見ていてもやっぱり目を輝かせて聞いている若者も随分いましたし、何よりも終わってからすごい拍手、あれがやっぱり記憶に随分残っておりますし、それだけ期待されていることがやっぱりあるんだろうと思います。

そういう中で、もちろん心配される方もおられるというふうには実感しておりますので、今度また来週、住民懇談会が開催される予定になっておりますので、そういったところも機会としてドラッグストアの建設に向けて進めてまいりたいなど、あとは、それに対するいろいろ今の地方創生の事業の中で、デジタルというものをどう組み合わせていくかというのは、これは頭をまたいろいろ巡らせながら補助金の獲得についても同時に考えていかななくてはならないなというふうに思っていますので、その準備も徐々に始めつつあるという状況です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 特に申し上げておきたいのは、津別町としては、まちなか再生というのは、これまでにない町づくりの中で非常に重要な部分であるか

と思います。かつ将来にわたって町民が不安を抱かないような形の建設にあたっての長期的な財政の運営について何回もこのことについて触れておりますけども、やはり町民が喜んで受け入れる形の事業を展開していただくようお願いしておきたいと思っています。

四つ目のことについては、その都度1期、2期、3期ずっと公約を最初の公約時から満足度調査は進めているということは、町長にとっては非常に住民のいわゆる声を聞く一つの目安になっているのかなと今思っております。目標には届かなかったというお答えでございますが、これはかなり町民の方もよく読んでおられて、この内容については生きているのかなというふうに感じております。このことについては町民懇談会で非常に生きた形の町民の意識というふうになっているかというように思います。

最後にお聞きしたいと思います。

町民の声を重視する政治心情でこれまで4期まで貫いてきた町長ですが、16年間にこの町民の声を重視することをどのように町政に基本的に生かし、町民との相互理解を深めながらまちづくりを進めてきたと思っておりますが、今現在の町長の16年にわたる総合的な気持ちを最後にお伺いして終わりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） あと6カ月ありますので、16年にはなっておりませんが、これまで私になった時は、自分が職員時代の時に小南町長がまちづくり懇談会ということでずっとやっておられました。それをやっぱり職員としてすごく頭に残っていて、自分が町長になった時に、ああいうものはやはりやるべきだろうなというふうには、意見を直接聞くという、それとあわせて町長日記、これも小南町長はずっと続けて書いていましたので、ですから私にとっては、やっぱり小南町長のスタイルというのですか、それを踏襲した形で進めてきたつもりでありますけれども、いろいろ賛否両論もある方もいるかと思っておりますけれども、やはり嬉しいなと思うのは、そういう話し合い、まちづくり懇談会の中で、もちろん批判もされる場面もありますけれども激励もされる部分もあります。あるいは、その会議というか懇談会が終わって靴を履いて帰ろうとした時に、こっそり激励してくれるおばあちゃんがいたりとか、そういうさまざまなシーンを約16年間ずっと得てきて、心強い思いをしているところです。あ

るいは、転出される方のアンケートの中だとか、それから転出されてはがきをくれる方の中に幾つか広報が一番最初に町長日記から読んでいますというのを書いてくれたりしているのを見ると、非常に嬉しいなというふうに、そういうのが自分の中の原動力になっているというふうに認識していますし、やはりなかなかうまくいかないこともたくさんこれまでありましたけれども、諦めるとそれで終わりになりますので、理解していただきながら、少し遅れたり、回り道をしたりしつつもそこに向かっていくというのが自分の仕事だというふうに思っていますので、そういうふうにやってきたつもりでいますので、残りの期間もその気構えで進んでいきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告をしています積極的な情報提供による住民との協働のまちづくりに向けて、この項目について一般質問を行わせていただきます。

行政と住民の協働によるまちづくりを進めるためには、「住民との情報共有化」が重要と考えています。そのためには、行政の積極的な情報提供が必要と考えますが、以下の点について質問をします。

一つ目は、津別町情報公開条例に基づく公文書の公開請求について、制度発足からの請求状況とその見解について伺います。

二つ目に、住民と協働のまちづくりを進めるには、積極的な情報提供を行い情報共有化の推進が必要と考えます。そこで、審議会や各種計画策定に関する委員会の協議経過はどこまでホームページ等で住民に情報提供を行っているのか。また、その際、提供する基準はあるか伺います。

三つ目に、策定した計画書や審議された結果だけではなく、なぜこのような対応を行うことになった根拠や判断基準など、そのプロセスを住民側は知りたいと思います。資料も含め議論経過についてもホームページ等で提供すべきではないか伺います。

四つ目は、情報提供にあたり、審議会や計画策定委員会等があるうち、例えばパブリックコメントを予定する事業や計画、評価、条例などの審議経過については、資料も含め公開すべきと思いますが、その見解について伺います。

以上の点について、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 積極的な情報提供による住民との協働のまちづくりということで山田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

はじめに、情報公開条例に基づく公文書の公開請求状況と見解についてですが、この条例は平成13年3月に制定され、文書の保存年限が10年であることから、現在保管している件数は9件であります。そのうち公開または一部公開したものが5件、非公開としたものが2件、公文書不存在であったものが2件であります。

なお、森林計画図・森林調査簿の公開につきましては、同条例に基づく情報公開ではありませんが、すべて公開していますことから、この数には含めておりません。

また、この請求状況に対する見解についてですが、基本的な情報は提供していますので、通常では情報公開の請求が頻繁にあるものではないと考えております。これまでの請求内容によりますと、おのおの理由、事情により必要と考え、この制度による情報公開請求がなされているものと考えております。

次に、審議会等での協議経過の住民への情報提供の現状についてですが、これまで町づくりの基本計画となる「総合計画」や、現在取り組んでいます「まちなか再生事業」など、住民に大きく関わる計画や事業に関しましては、審議会や協議会での議論や協議経過をホームページや広報誌に掲載し情報提供を行い、現在は動画による配信も積極的に行っているところです。

そのほかの審議会等については、作成された計画等をホームページへの掲載やダイジェスト版の配布などを行っていますが、特に情報提供の基準は設けておりません。先に申し上げましたとおり、住民の関心が高いと思われる協議会等については、開催を事前に周知し、傍聴席を設けるなどして議論内容を公開しているところです。

次に、議論経過等の情報提供の考え方についてですが、情報公開条例では「実施機関は、総合的な情報公開制度を推進するため、行政情報の積極的な提供を行い、その提供した情報が住民参加や町民の自主的活動において活用されるよう情報共有施策の整備拡大を図り、町民と協働のまちづくりを推進するよう努めるものとする。」と規定しています。

住民に対する行政情報の周知や提供については、同じ目線に立つという情報の共有化において、大変重要なことであると考えており、協働には不可欠なものとして、可能な限り情報公開するのが基本であると考えております。

次に、提案いただきました審議会や計画策定委員会、パブリックコメント手続きをする計画等についての議論経過の情報提供についてですが、前述のとおり行政情報の提供は、住民との協働のまちづくりに向けて必要不可欠なことであると考えておりますので、現状に加え、情報提供が可能なもので、特に住民との関わりが強く、必要であると望まれるものから対象を広げていきたいと考えております。

なお、計画策定後に実施状況の検証を行う審議会等、議論経過の情報公開が必要なものは、パブリックコメントを予定するものばかりではないことから、一定の基準の整理も必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 回答をいただきましたが、最初のこれまでの公開請求の状況の中で、保存年限が10年であるということで回答いただいた件数9件といった部分は、この10年間の件数だというふうに判断をしておりますが、この中で2件については非公開という回答がございました。差し支えなければ非公開にした理由等があればお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、今、情報公開条例はホームページの中でも申請できるようにこういうものかというのを書いてありますけれども、そこでもわかりますけれども、請求できる方は町内に住所を有する者、それから町内に住所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体、それから町内に所在する事業所または事業所に勤務する者、町内に所在する学校に在学するものということで、町内ということに限っております。この非公開となった2件については町外の方でありました。それともう一つは、町内に事業所のない方でありました。名簿が欲しいとか、公開してほしいとか、そういうたぐいのものでありまして、これについては先の請求できるものの範囲の中に入っておりませんので非公開としたところでありました。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）　〔登壇〕　今、回答をいただきましたが、この情報公開制度といった部分は、非常に自治体間の中で非常に格差があるというふうにも言われてきております。それぞれ市町村が独自に市町村の判断で条例制定をするというようなことで、今も住所がないといったようなことで非公開といった部分がありますが、近隣の自治体のほうにちょっと聞いてみますと、うちはそういった部分では対象者を町内に利害関係があるようなそういう対象者を絞っているわけなんですけど、ほかの自治体の条例や何かを見ますと、ここは何人もというような形で、誰でも請求ができますよといったそういった条例にしているところもあります。近隣では、隣の美幌町もそうですし、北見市においてもそんな状況だということをお聞きいたしました。それじゃあ町外の人たちの割合といった部分が非常に多くなるのではないかなといった、そういった危惧もされるのですが、ほかの事例、そこの北見だとかそういった状況を見ますと、およそ町外、美幌の場合でしたら町外が45%ぐらいだとか、北見も同様の形で、町外の人が理由もなく請求をするというか、そういったような部分というのは、この情報公開上で制定されて二十数年たつというそういったような部分の中で、各町民の方、町民以外の方も含めて、ある程度は持つ意味と言いますか、それは浸透されてきているのかなといった部分もあります。そういう意味で、うちもやっぱりどこかで請求者を町内の利害関係のある人だけに限定することなく、誰もが請求できるような、そういった条文の見直しも必要ではないかなといったことも思っているわけなんですけど、その点についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　この見直しは必要かなというふうに考えているところです。だれもが請求できるようになったとしても公開できないと言いますか、条例の中にも書いておりますけれども、公開しないことができるということは、おそらくどの町の条例にも入っていると思いますけれども、つまりその中に個人情報、個人の思想、宗教、信条、財産、所得、身体的特徴、健康状態、経歴、住所、家族構成、こういったものは通常他人に知られたくないと認められる者については、公表することを差し控えるということは、どこも設けていると思いますので、この範囲の中において、まだほかにもありますけれども、その中において公開することができるような改正という

のも必要なというふうに思っているところです。

それとあわせて、津別の情報公開条例の中にもありますけれども、情報の適正使用というのも求めています。この条例に定めるところにより公文書の公開または情報の提供を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならないということで、そこら辺の請求される方の意識づけというのも必要だろうなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 ぜひそういった部分では、誰もが請求できると思いますか、むしろこういった公に誰でもこういった津別町の情報を公開していますよというふうに、町としてのPRにも情報公開が進んでいる町だという、そういう自治体としてのPRにもつながっていくのかなといったこともありますので、もちろん今、町長が言われましたとおり、個人のプライバシーに関する事、これは最大限尊重した形でのそういった対応を進めていただければなというふうに思っております。

また、この請求の部分の中で、この条例の中でも条例の第21条ですか、運用状況の公表ということで年1回公表するというような条文もありますが、担当のほうにお聞きしましたら公表されているといったことなんですが、今どういった方法でこういった請求の運用状況について公表しているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 22条で運用状況の公表ということでなっているんですけども、今のところ公表ということには定期的にはなっていないと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 運用状況の公表の部分、僕もほかの市や何かは結構公表がされているところが多いんですけど、管内の町村や何かでも、そこはちょっとホームページからの調査でしかないんですけど、なかなか町村の部分については検索してもちょっと出てこないといった部分があります。それぞれ他の町村の条例を見ますと、やっぱり公表といった部分はうたってはいるんですけど、なかなかそこまでに至っていないといった部分もありますが、ぜひこれは継続した形での公表の部分で、

ホームページだとか広報等での周知をすべきかなというふうに思っております。

あと、先ほどこの情報公開の部分、非常に自治体関連の格差が大きいというようなことを申し上げましたけど、もう一つ私の質問の主旨でもあります積極的な情報提供といった部分については、これはそれをもっと格差があるというふうに言われております。それで、この情報の提供といった部分の中では、特に、例えばうちの部分の中でも同じ情報の提供の中にも町の制度だとか、そういった部分をわかりやすく住民に伝えるといった部分の中では、ずっと津別の中でも恒例と言うか、毎年発行されております「津別町のしごと」だとか、あるいは制度を紹介するガイドブックだとか、そういった部分については非常に評価が高い部分ではないかなというふうにも考えております。

それで質問でもいたしました、町の政策や、あるいは計画等のこの協議計画、ここがなかなかうちの中ではまだ不十分なところではないかなというふうに思っております。

回答がありましたとおり、住民の関心が高い、例えば今のまちなか再生の推進協議会の議論経過だとか、そういった部分については答えがあったとおり動画も資料も含めてホームページで出されてきておりますし、毎月の広報にも出されてきているといったそういった部分ではよくわかる部分があるんですけど、ただそのほかの直接住民の生活に関わる部分、例えば今年改定となった例えば水道料金の改定の部分だとか、国保料金の改定の部分だとか、さらにはいろんな策定計画があると思うんですけど、そういった部分の結果はそれぞれ概要版の部分で載ってきたりだとか、さらには冊子で回ったり、広報に載ったりしておりますけど、その協議経過、資料も含めた協議経過については、本当に今は限られた部分しか掲載がないのかなというふうに思っております。ぜひそういう情報提供の部分では、こういった結論に至ったプロセスがやっぱり一番大事な部分かなというふうに思っておりますので、それがいわゆる住民参加、行政に住民も一緒になって参加する、そういう一つのきっかけにもなる部分ではないかなというふうにも考えておりますので、その点について、これから進めていくというような回答だったんですけど、こういった具体的に審議経過の部分について、そういう議論経過をホームページ等で明らかにするといった、そういった考えについては

どうかお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議論経過と言いますか、それらも含めて検討してまいりたいと思います。

今、お話しされました水道料金の関係だとか、あるいは国保税だとか、そういったものもあります。これはいずれもたまたま今例としてお話しされたと思いますけれども、いずれも審議会がつくられておりまして、そこで議論されて、そしてその結果が理由を添えて、一部議論経過も踏まえた上での答申が私に寄せられてくるわけでありましてけれども、それに基づいて改定をして行くということになっておりますけれどもそういう答申書を公表するだとか、そういったこともあってもいいのかなというふうに今話しを聞きながら感じておりましたので、公表の仕方を含めて検討させていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ありがとうございます。

それともう一つ公表の方法として、それを一つの何か基準といいますか、何かしないと担当のほうでもこれを載せていいのかどうかといった部分があるかなと思いますので、私は例えばこのパブリックコメントといいますか、それを予定している計画、あるいは条例の改正だとかそういった部分で、そういった審議の状況の部分で、そこからまず始めてはどうかなといったことを提案したところでありますが、この辺についてちょっとお考えがあればお願いしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後のところでも答弁したかというふうに思いますけれども、この間、内部の会議でもパブリックコメントという条例、ここもう一度見直してほしいということで指示を出しました。今やろうとしていること、計画をつくらうとしていること、それらがパブリックコメントをしなければならぬ、したほうがいいと、そういうものなのかどうなのかというのは、改めてきちっと条例に照らしあわせて進めてほしいというお話をしたところであります。その中で公表、これは議論経過等々含めて公表できるものはしていきたいということで、その範囲をどうするかというの

はちょっと時間をいただければなというふうに思います。

毎回こういう定例議会が終わると、また管理職と臨時の庁議を開催しています。そこで、この問題は私の回答で一定終了したなというものはそういう認識を確認して、そうでなくこれは今後検討しなくちゃならないというようなことについては、どこが担当として検討を進めて、それは後ほどまた政策調整会議などで議論をするという確認をその都度、定例議会後にやっておりますので、今、議員から言われた部分についてもそのような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕今回、私、一般質問で情報公開の部分で住民の皆さんとの協働を進めるための、一つのまずは出発点としての情報提供の部分で質問させていただいたんですけど、何かこの情報提供といった部分をいろんなほかの自治体や何かも参考に調べていくと、住民の皆さんとの協働のまちづくりを進め、それをさらに継続しようとする、自治体の自治基本条例といいますか、まちづくり条例、前回の議会で私、支え合いのまちづくり条例の制定についてお話しした時に、町長のほうから、基本は自治の基本条例の制定があつて、そういった支え合いのまちづくり条例がくるんだといったそういった答弁もいただいたところなんですけど、この情報提供、情報公開、この問題も突き詰めていけば、やっぱり住民との協働を進めていくためには、行政、議会、住民の皆さんが一体となった自治基本条例の制定といった部分に何か関わってくるのかなといったことをこの間強く感じたところです。

ちょっと調べてみましたら、全国の自治基本条例の制定の部分でいきましたら、都道府県も含めておよそ23%の自治体が基本条例を制定していますし、北海道では58自治体ということで32%、管内では6市町村ということで、およそ3分の1の自治体が制定をされているということで、高齢化率が高い津別町でありますし、今、令和3年度から第6次の総合計画がスタートをしておりますけど、総合計画のさらに自治体の憲法と言われる基本条例の制定といったことを考えれば、1年では済まない2年か3年の時間を要する住民の皆さんとの協議が必要な自治基本条例になっていくかなというふうに思っておりますので、この第6次の総合計画の期間の中で、そういった自治基本条例の制定といった部分も視野にこれから考えていかなければならないのかなと

いった部分、今回のいろんな情報の提供等を考えていくと、そういった結論と申しますか、そういった部分が検討していく課題だなというのを私自身そう思ったところがありますけど、この点についてコメントがあればお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自治基本条例はやはり必要であるという認識は持っております。今年の3月議会の中でも実はほかの議員さんからもこの質問があるようなお話を聞いていたわけなんですけれども、任期が12月22日なものですから、それらを含めてやはりこれは新しくスタートする人が、あるいは私になるのか別な方になるのか、それは別の問題として、そういうところから始めていくべきだろうなということで、間もなく終了するところに求めるかどうかというのがちょっとあったんだろうと思います。その部分については、必要なものであるという認識は持っているということでお答えにさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 00分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 自治基本条例につきましては、午前の回答の中でその制定の必要性については認識をされているということで、任期との関係もあるというお話がありましたが、津別町としてこの自治基本条例の制定といった部分、全体の課題であるというそんな認識で今後の中で検討を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それで情報提供の関係で、もう一つご質問させていただきますが、特に広報だとか、あるいはホームページ等で一般の住民向けに情報提供を行うのとあわせて、特にコミュニティ組織と申しますか、特に津別でいったら自治会との関係、そういった部分では特に今以上に情報提供も含めて関係性を深めていかなければならないのかなと。特

に協働のまちづくりという観点を考えますと、住民の皆さんが加入しております自治会との協働を進めていくという上では、特に、この情報提供の部分では大切なことかなというふうに思っております。そういう意味でここ最近のそういう関係性を見ますと、やはり少しちょっとそういう関係性が薄らいでいるのかなというふうに思っておりますが、そういう情報提供という観点から自治会との関係性といった部分について、どのように考えているのかお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自治会との関係性ということで、そこが日常的に関わっておりますし、また行政のほうからもさまざまな頼みごとをお願いしているところでありまして、そこでの協働作業というのは極めて重要だと考えています。

私も今、それこそ16年目になっておりますけれども、なったころはしょっちゅう呼ばれて、お酒の席もそうですし、それからいろんな話を聞きたいということできまざまあつたんですけれども、コロナの関係もちょっとあるかというふうに思いますけれども、そういう機会が以前から比べると感覚の問題ですけれども半分以下になっているんじゃないかなという、そうすると、やはり意見交換の場所も少なくなるというのが通常のことになってまいりますので、そこはこちらからも声をかけておりますので、できるだけやはりそういう機会を設けて、そしていろんなものの情報を伝えて、そして向こうからもお話をされて解決をしていくことがたくさんあるかというふうに思います。今も毎年、それぞれの自治会から町政要望が出されて、それに対する回答一月近くいただきながら現場も見たりとかきまざまして、そして担当課のほうでこういう方向で解決していきましょうと、それをまた私のほうで、私の名前で回答は出ることとなりますので、そこで再度協議をして、そういう連絡、通知をするという形をとっておりますけれども、そういう内容について、一つ一つ例えば役員会の中ですか、自治会長さんの会議の中でお話することも全然やぶさかではないというふうに思っているところです。できる限りいろんな形をとって、聞けば何だそういうことだったのかっていうのがよくありますし、それから、もうそれは既に終了しているというようなこともあるかというふうに思いますので、機会は積極的につくってまいりたいというふうに思いますし、自治体のほうもそういう協力をお願いしたいなというふう

に思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 ぜひ住民との協働のまちづくりということを考えれば、自治会の役割といった部分も大きなウエイトを占めてくるというふうに思っておりますので、今後の中でもぜひ進めていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後になりますけど、今回、行政の情報公開、情報の提供という話をさせていただきました。この情報の公開、提供といった部分では、議会の部分も同様です。これもまた大切な事項だというふうに考えております。議会での情報公開の部分、本会議の部分、こういったインターネット中継だとか議事録の公開等を行ってきておりますし、私も広報常任委員会の一員としてまちなか再生事業調査特別委員会だとか全員協議会の部分でまちなか再生の問題や何かも年に4回の議会報とは別に臨時広報で町民の皆さんにそういった議論経過についても発行してきておりますけど、まだまだ議会としても委員会の部分だとか改善をしていかなければならない部分というのは沢山あるかなと思っております。情報公開、情報提供、行政と議会が一体的に進めていかなければならない課題であるというふうに認識もしておりますし、自治基本条例とあわせて議会基本条例はどうするんだと、そういったような議論も議会の中でも私自身も進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、協働のまちづくりを進める上では、この情報の提供といった部分というのは、大きな課題だというふうに思っておりますので、ともに議会、行政一体となってこの問題に取り組んでいくというような、そんなことを申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきますが、最後に町長のほうからコメントがあればお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 情報の公開というのは非常に大事なことだなというふうに思っております。

ただ、そういう中で公開してもなかなかアクセスしていただけないというのも、また実態としてあるというふうに考えています。実は今回、津別町のホームページにど

れぐらいアクセスしているんだろうというのもちよっと調べてみました。これはまちなか再生事業だとか、さまざまな計画ものがありますけれども、これに対する去年1年間、1月から12月までのものを見てみますと、何というか観光だとかそういうものを含めるとすごい数になるんですけれども、いわゆる計画ものに対するアクセス数というのは7,123件でした。そして、その中で最も多かったのが、半分の52%ぐらいが庁舎等建設について、これが一番多かったんです。あと一桁台というのが随分多いような形であります、3桁もありますけれども。ただ、おやっと思ったのが7,123件のうち庁舎等の建設についてアクセスされたのは3,762件なんですけれども、いわゆるそのページに滞在している時間、見ている時間は平均で1分3秒なんです。さーっと見ているだけという、そういう傾向が伺われます。

一方、一番滞在時間が多かったのが地域公共交通計画だったんです。これが130件アクセスされて、ずっと見ていられた時間の平均が5分48秒という形になっています。その次に多かったのが、津別町高齢者保健福祉計画と、第8期津別町介護保険事業計画、これは58件のアクセスだったんですけれども、滞在時間が4分8秒ということです。あとはほぼ1分、2分の話ですので、こういう何に興味を持たれているのかというようなこと、それからさらっと見ようというのと、じっくり見ようという傾向もちよっとこれではうかがえたりしますので、こういう数値何かも基礎にしながら、いろいろ考えていこうというふうに思いますし、また今年度はホームページの全面リニューアルをこれからプロポーザルで業者を決めていくような形になりますけれども、そこも一つの契機として考えてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 次に、8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました件につきまして質問を始めさせていただければと思います。

質問事項は、津別町空家等対策計画についてでございます。

平成30年度に策定されました「津別町空家等対策計画」は、令和4年度が計画最終年となっております。家屋の除却や修繕、空き家等の情報提供などの分野では、助成制度の拡充や空き家バンクの創設等の施策によって一定の成果が上がってきていると感じております。

一方、管理や宅建業務など整備が遅れている分野もあると思います。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず一つ目、管理不全な空き家化の予防において、高齢の所有者等に対する具体的な取り組みはどのようなものなのか。

二つ目、宅建業務は誰が担うのか。

三つ目、新たな「津別町空家等対策計画」を策定する考えはあるのか。

以上、3点です。お願いします。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、津別町空家等対策計画について、高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、津別町空家等対策計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成29年度に津別町空家等対策協議会を設置し、平成30年3月に策定したものであり、計画期間は令和4年度までの5年間としています。この計画は、町民の安全安心と町の景観を守り、まちづくりを進める上で周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家等をなくすこと、また、利活用可能な空き家等については、地域の資源として活用していくことを理念とし、管理不全な空き家化の予防、空き家等の適正管理の推進と危険な空き家等の除却、空き家等の有効活用、法に基づく特定空家等の是正措置の4項目を基本として策定したものであります。

そこで、ご質問の管理不全な空き家化の予防において、高齢の所有者等に対する具体的な取り組みについてですが、基本的には1項目の「管理不全な空き家化の予防」により進める施策の一つであり、高齢の方に限らず、町内外に在住の空き家所有者に対して行うものですが、計画にも記載のとおり、特に単身高齢者に対しては包括支援センター、社会福祉協議会、自治会等と連携し対応することとしています。

除却に対する支援制度や、賃貸・売却での支援制度と空き家バンクへの登録を進めるなど、WEBの活用やチラシや相談会なども通して広く周知しており、成果は確実に現れていると考えております。

次に、宅建業務の担い手についてですが、空家等対策計画においては、中古住宅の

賃貸・売却、リフォーム、高齢世帯の住み替えなどを含め、一元的に担う新たな半公的組織を役場外に設置することをイメージしていました。具体的には津別町まちづくり会社を想定し、行政と連携して推進していくこととしていました。現在、空き家バンクにより斡旋や住宅リフォームの紹介などを進めているところですが、実際の契約に関わる宅建業務は、宅地建物取引士による有資格者業務であるため、その担い手の課題も含め、今後計画を見直す中で検討していく考えであります。

次に、新たな「津別町空家等対策計画」の策定についてですが、この計画に基づき進めてきました助成制度、空き家バンクの充実、特定空家等の認定など法に基づいた是正措置など、一定の成果をあげていると考えております。しかしながら、先の宅建業務など課題として残っている件も含め、これまでの検証と課題の洗い出しを行い、2号委員として加わっていただいております町議会議員も含めた空家対策協議会において、引き続きの改訂版となる次期計画について、今年度中に策定してまいる考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] まずは、計画はこれからもつくられるということなので一安心かなと思います。

全体的に幾つか追加で質問をさせていただきます。管理不全、空き家化の予防において、重要なことはやはり管理、これが非常に重要であると思います。特に、不動産家屋につきまして、適切に管理をすることというのは、所有者のみならず地域の方々、それと行政、町にとってもみんなにとってメリットがあって、私はデメリットがないのではないかなと思っております。

まず所有者なんですけれども、この所有者の方々の1番のメリットは、当然、不動産の価値を保っておくことができるということが1番のメリットです。これは、先ほども言いましたけれども、じゃあ具体的に所有者は何をすればいいかということですが、これはベテランの不動産屋さん聞いた話なんですけれども、特に、空き家になっている家において一番重要なこと、これは空気を流すことであるということでお伺いしたことがございます。これはどのようなことかと言いますと、具体的には、窓を開けて空気をよどませない、それと湿度の管理をするということが非常に重要だという

ことをございました。それと、窓を開けるということは、家屋の中に入ることですから、入った時にいち早く異変等があれば気付くことができる、この意味においても、空き家の管理においては空気を流すことであると、そうすると毀損を防ぐことができる。毀損を防げば不動産はいつまでたっても価値をキープできれば売るときに当然そのまま資産になりますから、所有者にとってメリットがあると。

また、地域の人々のメリットといえ、空き家等、特に管理が不全な空き家といえますのは、どうしても事件とか事故に巻き込まれやすいということもあります。このようなことを防いで、地区の安心安全につながるということをございます。

また、行政にとっては、津別町もそうですが、空き家等撤去促進事業からさまざまな登録者制度ですとか、さまざまな施策がありまして、住宅の新築の奨励事業まで六つほど出ておりますけれども、このような施策をやる上でも当然お金がかかってきますので、空き家があっても、その価値が毀損されていない空き家が増えれば、この辺で使う補助金の額や件数というのも、もっと別なところに回せたりとかで柔軟にやっけていけるのではないかなと思います。

また、地域と行政、両方にメリットがあるのは、津別のような人口が減って人が少ない地域ですと、1件当たりの敷地はどうしても広くなっていきます。そうすると庭ですとか、小さい空き地があるんですけど、そこに草がバーッと生えてくる、そういったようなことを防止することによって、町の景観が保たれます。町内の景観も保たれます。そうすると町内にも町、行政にもメリットがあることなのではないかなと思います。

つまり、最初に戻りますけれども、管理というのは、非常に私はやはり重要なのではないかなと思っております。

そこで、先ほどご答弁にありましたけれども、津別町はさまざまな情報を一般のユーザーに対して提供しております。ただし管理については、私は情報提供が少ないのではないかなと。ホームページ等を見てもそのように感じます。町としては、この管理についての情報提供という意味では、私は少ないのではないかなと思っておりますが、町としてはどのようなご認識を持たれておりますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 管理ですけれども、お金はいただいておりませんので、そこまでは対応していないということです。やはり業者の方も、そういう窓を開けたりとか、中の物を時々見に行ったりとかというのは、それはそれなりに、その空き家を持たれている方のところから、何らかの費用というのをいただいているんじゃないかというふうに思います。今、空き家バンクに登録してやっているのは、そういう物件をディスプレイ上で表現して、できるだけ詳しいことを書いて、こういうものがありますよということですので、管理も含めてやるということになると、その費用をどれぐらいに設定するのかだとか、それから何人ぐらい社員が必要になるかということも当然考えていかなければならないと思いますけど、そこまでのところは対応していないということです。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] 今、先に町長にお答えいただきましたけれども、私は空き家バンクのホームページに管理についての情報を載せてもいいのではないかなと思っています。といいますのは、私は情報の一元化を図るべきなんじゃないかなと少し思っています。といいますのは、あそこにある、津別町でもありますけれども、移住定住を図る場合に、どうしてもどこに住むのか、あと仕事をどうするのかというのが重要になってくると思うんですけれども、その時に、それは来る人なんですけれども、津別町にいる方、もしくは、例えば津別町にいた方が亡くなって、土地と建物が津別町にあるけれども、自分たちは札幌だったりとか東京にいたりとかして、津別にいないという場合も実際にありますし、これからも私増えていくのではないかなと。その時に情報をとれるようなページを1ページ設定しておくことが私は有効なのではないかなと思います。ですから、先ほども言いましたけれども、空き家バンクのホームページに管理について、事例としてこういうのがありますとか書き方はまた別なんですけれども、例えば、こういったようなところでやっていますですか、町ではないけれども、こういうのがありますとか、そういったようなのを載せておけば一般の方々にとっては見やすいんじゃないかなと思うんですが、そのようなアイデアに関しては町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）　ちょっと内容がよくつかめないんですけども、空き家計画で、これが津別町空家等対策計画ですけども、ここにも書いてありますとおり一元化は建設課に一元化することになっております。そこに連絡をされることになっておりまして、この空き家バンクは半公民といいますか、まちづくり会社をお願いをしてホームページもきれいな形にして、そしてそういう移住、あるいは住み替えだとか、そういう希望者に対して相当な数、一緒に行ってお話をしているところです。そこまでが今、仕事になっていますので、そこに今度はさらに進んで、売買のお話は当人同士でやって、借りたい、買いたい人と所有者とでやってもらうことになりますので、そこは宅建の資格を持っておりませんので、つなぎ役をしているという状況です。その段階でとどめるか、さらに一步進むかというのは、今後の計画の中でなお検討はしなければならないのかなという状況だと思います。

○議長（鹿中順一君）　8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君）　〔登壇〕　わかりました。

それでは、もう一つアイデアというか考え方、こんなのはどうでしょうというご提案をさせていただいて、町長のお考えをお伺いできればと思うんですけども、今、町長も示されておりました津別町空家等対策計画ですけども、これに関して、その計画の28ページに空き家等の管理方法ということで、どのような管理をしていますかというアンケートが載っているわけですが、1人で行っているという方が25.8%、配偶者や家族と協力して行っているという方が54.8%、町内の知人、友人に行ってもらっているという方が16.1%、サンプルは少ないんですけども、その下に管理会社、不動産、不動産事業者が管理を行っているという方が2名なんですけども6.5%ということで出ています。適切に管理をするのは正直言ってプロのほうが、その道のやはりプロですから、確実なのかなと思うんですけども、自分1人で行っている方とか、家族でやってらっしゃる方、これからますます増えてくるんじゃないかなと思います。

そこで、管理に関して、管理会社ですとか不動産会社に頼む場合は、当然これはお金がかかりますので、この分で町から先ほど言いましたけれども、今いろんな補助事業をやっておりますが、同じような形で補助金を出してみてもどうかというのがアイデアなんですけれども、そういったような考えはないのか、町長のお考えがあれば

お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現在のところは、そういう考えを持っておりません。といいますのは、空き家の計画の中にも、基本的にはやはり自分の所有物ですので、そこが責任を持つということ、みずからが責任を持つというのが第一段階になれば、何でもかんでもということになってしまいますので、そこは自分の財産であるということ、をまずはしっかり認識していただく、その中で売ったり貸したりとか、壊したりとかという要望が出た時に、お手伝いをしたり、助成制度を設けておりますので、やはりまずは自分の持ち物ですから、どうすべきかというのを、そのままの状態にただほったらかしておくのか、それともバンクに登録するだとか、あるいはこれを機会に壊していこうだとか、そういうことをまず持ち主が決断されるべきではないかと思いません。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] この項目に関して最後もう1問お伺いしたいなと思うんですけれども、町が今後考えている、先ほど空き家バンクのホームページに載せてはどうかということでお話しさせていただきましたけれども、今後、津別町が考えている、全体でもいいんですけれども、情報提供のあり方、今もう空き家バンク、津別町のホームページにリンクを貼っておりますし、さまざまな助成制度等も移住定住というページもあって、そこだったらこういうのがあるよというような紹介もされておりますし、あと相談会、こちらのほうも役場主体でやっておりますし、こういったようなことでさまざまな媒体を今使って、ご答弁にもございましたけれどもやっているといます。

今後考えている、この情報提供の町のあり方、これがあれば今と同じような形でいくのか、また別なことを媒体として何かやろうとしてらっしゃるのか、情報提供のあり方について町が思うところがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この空き家の計画をつくって、今、議員がおっしゃったとおりの説明会というか相談会も含めて画面で見る部分、それから1対1で話す部分だとか、

相談会には弁護士も来ていただいたりしておりますので、専門的なこともお話しを無料でしたりしています。そういうことは今までになかったことでして、これは、この計画をつくってやってきましたので、まずは今の状態をさらにプラス何かをするかというのもヒントの中でもしかしたら出てくるかもしれませんが、それはそれとして、今、飛躍的によくなっておりますので、そこをやはり継続していくということが重要だろうと思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君）〔登壇〕次に、2番目の質問についてもちょっと追加でさせていただきますと思います。

まず、宅建業務に関しましては、計画でもうたわれておりまして、新たな半公的な組織ということであったんですけれども、計画の中で、この半公的な組織ということでワンストップの相談窓口、宅建業務、リフォーム支援、それから情報の収集と発信、それと定住支援、それと公営住宅等ということで項目が並んでおりまして、宅建業務以外は非常に私も普段から見せていただいていますけれども進んだのかなと思います。宅建業務だけが少し難しいといえますか進んでいない印象はございますが、先ほどのご答弁ですと、まちづくり会社をイメージしていたんですけども、なかなかうまくいかなかったというところかなと思います。宅建業務の中心となるのは、これはどうしても媒介かなと思うんですが、津別の取引の中心であろう空き家バンクにつきましては、事前に資料もいただいております。その資料を見せていただければ、令和元年から令和3年度までの3年間で賃貸が建物13件で、売買が、土地が2件で建物が29件、累計で合計が2件で建物が42件ということで、新規登録者数のほうを見ると、こちらのほうは所有者が55件、希望者が114件ということで、私の印象としては、これ以前も申しましたけれども私は非常に活況かなと、思ったよりも正直数が多いなというのが私の印象でございます。

先ほどちらっと町長もおっしゃっていましたが、宅建業務というのは非常に専門性の高い分野でもありまして、町で担うことは正直大変難しいと思います。ただ、空き家バンクは町が主導しているわけですから、利用者の利便性を考えると少し対応を考えてもいいのではないかなと思います。

さりとて現状では民間の不動産業者が津別で事務所を開いていただくとか、そういうことがあれば本来であれば津別の業者ですから1番いいわけですがけれども、可能性としては私は非常に低いのではないかなと。なぜ低いかと言えば、津別町の現状では、もうざっくりばらんに申しましてもうからないからです。例えば具体的な数字を言えば、1,000万円の土地をAさんからBさんに移したとして、その媒介契約で発生する売買手数料というのは大体40万円弱ぐらいです。だけど空き家バンクを見てみますと、大体300万円とかそのぐらいが多いのかなという感じなんですけれども、そうすると媒介契約で得られる収入というのは15万4,000円、これもざっくりですけど、そうするととてもじゃないですけど事務所は開けないですし、人件費や経費を考えたらとてもじゃないけど無理なので、建物の賃貸が先ほど13件あったんですけれども、これに関しては仲介手数料が家賃1カ月分ですから5万円の部屋だったら5万円にしかならないので、これはもう、とてもじゃないけど無理だということで、民間の手は少し借りられないのかなと思います。来られたら、もうこれはご存知だと思いますけれども、不動産の移転登記、これをする場合には土地の所有者と新しく所有される方と基本的には両方そろって移転登記をするのが普通だと思います。ここに代理人が入って普通はやると思うんですけれども、非常に手間のかかる作業だなと思います。活性化するために本来であれば、ここに町が何らかのコミットがあってもいいかなと思うんですが、やはりなかなか難しいということでございます。

そこで少し質問させていただければと思うんですが、町に空き家バンクでいいんですけれども、その中で契約等に関して相談、これどうやったらいいですかねみたいな相談というのはないでしょうか、もしくは、そういう相談があった場合、どのような指導をされているのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 今のところなんですけれども、取引に関して具体的な相談というか、契約書の書式等についての問い合わせ等は役場のほうで受けたことはございません。

実際に問い合わせがあった場合なんですけれども、こちらのほうについては、やはりプロの専門業者の方を紹介するほうが適切かなと考えております。

一般的にいうところの司法書士さん等を紹介という形になるのかなと思うんですけども、タウンページ等々をお見せしながら自分で選んでいただくというのが基本になると今のところは考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。これに関しては、これからの課題ということで考えていただければと思います。

それと先ほど町長のご答弁にもございましたけれども、その担い手の課題も含め、今後、計画を見直す中で検討していきますというご答弁でしたので、新しい計画をつくられるということですので、ぜひともこの辺、考えていただければと思いますので、その点に関してはよろしくお願ひしたいなと思います。

最後、3番目に関しても少し追加で質問をさせていただければと思います。

新たな空き家計画を策定する考えは、今年度中に進めていきたいというご答弁がございました。先ほど私もいろいろこの中の計画の前段階にあります数字とかを紹介させていただいて、計画をつくる上では、このデータを集めるということが非常に重要になってくるのかなと思います。前の計画から5年たっているわけですから、人口も変わってきますし、空き家の状況等も変わってくると思います。その計画をつくるための情報を集める、これはどのような方法を考えていらっしゃるのか、お考えがあればお伺ひいたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 計画は今年度で5年間を終了するものですから、来年度の計画が必要になってきます。当然ご承知かと思いますが、津別町空家対策協議会の設置条例をつくって、私が会長です。そして住民自治組織の代表者、町議会議員、学識経験者、その他町長が必要と認める者ということで構成されておまして、この所掌事務というのが、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること、これを協議する場所になっております。ですから、例えば新たな計画をつくる、変更をしたりやる場合において、当然、例えばアンケートをやるのかやらないのか、あるいは前回ゼンリンにお願いして目視による全町の調査をやったりしていますけれども、そういったことを再びすべきなのかや、自治会長さんの目視の中で十分それは対応可

能だとか、それはこの協議会の中で決定して進めていくことになりますので、そこで話される内容ですので、ここでこうしますと現段階で私が述べる筋のものではないのではないかと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） [登壇] これから協議会の中でも決めていくということで、ぜひとも適切に、できるだけ正確な数字が集められるような方法を採用していただければと思います。

あと、実はこれに関して、今町長のご答弁でも少しありましたけれども、これに関しては、自治会とのやはりつながりというのも非常に重要なのかなと私は思っております、ぜひとも自治会との関係等もお伺いしようかなと思っていたのですが、先ほど山田議員の質問の中で正直被ったところもありますので、先ほどご答弁いただいておりますので私のほうからは要望ということでお願いさせていただければと思うんですが、空き家等で、それもこの計画の中にも出ていましたけれども、長期で入院されたりですとか、あと施設に入られていたりとか、そういったようなことで長期間空き家になってしまうという事例も私も知っておりますし、そういう家が散見されるわけがあります。そういったようなことは、当然福祉ともこれは連携しなければいけないわけですが、ほかの理由というのも当然あるわけで、そうすると周りの近所の方々、自治会の方々というのは、やはり1番その状況というのをご存知かと思っておりますので、ぜひともコミュニケーション、そういった連絡、これを密にとっていただいて情報を共有するような形で津別町も考えていただければと思いますので、そこは要望という形をお願いをさせていただければと思います。

最後にまとめを話させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思いますが、今日いろいろお話をさせていただきましたけれども、私は、新たな計画において重要視することといえば、先ほども少し言いましたけれども、一つのところで全ての情報がとれるような情報のワンストップ、それとできればなんですけれども手続きもワンストップでできると、いろんなところで今以上にスムーズにそういった手続き、それと情報等がユーザーに届くことが私は一番重要なのではないかなと思います。ただ、今、宅建のお話もさせていただきましたけれども、なかなか難しいところもございます。

そういった中で、町長としては新たな計画において1番これを重要視、今まで5年間やってきて、それを踏まえた上で1番ここが重要ではないかなと思うような課題というのは何でしょうか。それをもしこれから協議会ということですので詳しくは言えないかもしれないですけども、このようなことになったら、その点は上手くいくのではないかというようなアイデアがあれば、それをお聞かせいただいで私の一般質問を終わりたいと思います。

一言お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 間もなく5年が終了するところでありますけれども、感想としては思っていた以上に順調に進んできたなというふうに認識しております。ゼンリンさんの目視による調査では相当数の危ない空き家というのも出てきたわけですが、その中でピックアップされたところも、ほぼ町の助成金を使って解体して除却をしていただいたりしています。今、遠くにいて、なかなかもう本人ではなくその次の世代になって、なかなか困難な条件にあるのがちょっと1件ほどありますけれども、もっと残るのではないのかなというふうに特定空き家に認定した部分についてそういう状況でも残ってはいますけれども、思いのほか除却が進んだということで、順調にきているなという感じがしています。

先ほど、自治会のお話もありましたけれども、この協議会の中には各集落の自治会長さんも入っております。ですから、その集落の中での状況というのは非常によくつかまえておられまして、なおかつ、その小さな集落ですので、その家族がどうなっているかというのもよくご存知でして、ですから、中にはそこと自治会長さんが仕切りなく連絡をとってくれて、そして解体にこぎ着けたという例も残っています。それは本当に大変ありがたい話でして、そこまで一生懸命やってくれる自治会長さんもこの協議会の中に入っておられまして、皆さんやはりここは何とかしたいなという思いがあって、うちよりあんたのほうがもっとひどいんだとか、そういう意見交換等も踏まえながらやってきておりますので、引き続いて状況をよく知っておられる方、そして専門的に建築士の方も入っておりますし、総合振興局もこのメンバーの中に入っておりますので、そういうさまざまな情報を加味しながら計画をまた改定していきたい

というふうに思っています。

最後に、私個人的には、宅建の業務の関係ですけれども、そういう士が付く人がそこに常勤でいればそれに越したことはないと思いますけれども、そこにこだわる必要もないのかなというふうに思っています。それは部分的に委託をするだとか、必要な時に料金を払ってお願いするだとか、そういう方法もフルセットでいる必要もないのではないかなというふうにも思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につき質問をいたします。

小中学生に1人1台のタブレットなどの情報端末を整備して、情報通信技術を活用した授業を行う国のGIGAスクール構想が始まりました。

ちょうど前回も質問したのですが、その時はスタート時点だったので、まだこれから検討中というようなことがありましたので、今回改めて経過後のことについてお聞きしたいと思います。

一つ目は、1人1台のタブレットをどのように活用されているのか。

二つ目は、教室外で使われることもあるのかなと、家庭とは別に教室外での活用はどのような状況なのか、今後どのように活用されるのか。

3番目として、タブレットの持ち帰り活用については、どのような状況なのか。

4番目は、タブレット活用に関するルールはどのようになっているのか。

国は大きな予算の前倒しをしてICT指導員だとか、これらのサポーターなどにも予算をつけているようですが、津別での支援員等の活用状況はどうなっているのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） G I G Aスクール構想で整備したタブレットの活用についての質問にお答えします。

まず、1人1台のタブレットの活用についてであります。これまでクラウド型学習ドリル導入の検討状況について説明してきましたが、令和3年8月からI Aドリル「ライズe-ライブラリアドバンス」を導入し、小中学校全学年の5教科及び中学校の実技教科において利用しております。この学習支援サービスは、豊富なコンテンツによる参考書としての機能はもちろんのこと、習熟度に応じて自動構成された問題を解くことで学力向上できるだけでなく、児童・生徒がみずから主体的に学ぶ力を育むことを目的とした機能が多数備わっており、教員としては、可視化されたデータを確認することで個に応じた指導に生かすことができます。

また、G o o g l eクラスルームという学校向け無料WEBサービスを活用し、課題の作成、配布、共有及び健康観察にも活用しており、加えて、中学校においては、G o o g l eカレンダーを活用し、教員のみ、クラスのみ、保護者も閲覧できるもの等に分けたスケジュール等の共有を図り、校務の効率化、ペーパーレス化にもつなげております。

その他にも必要に応じた学習ソフトやWEBソフトをそれぞれが工夫しながら活用しておりますが、さらに授業改善や業務改善を進めていくためには、充実した校内研修等を実施していかなければならないと考えております。

二つ目の学校外での活用については、野外での活用についての質問だと思いますが、現状では、体育の授業でのさまざまな体の動きを撮影・再生しての確認、理科の植物観察の写真撮影・記録、津別峠の雲海などの校外授業での撮影などで使用しております。

三つ目のタブレットの持ち帰り活用についてですが、小学校においては、令和3年度に4回、今年度1回、保護者同意の上、希望者が持ち帰っており、通年化については保護者の希望なども考慮しながら今後検討してまいります。

中学校においては、令和3年6月から保護者の同意を得た希望する生徒に対して持ち帰りを通年で実施しております。

四つ目のタブレット活用に関するルールについては、あくまでも学習のための端末利用に限ることとしており、中学校での禁止事項としては、「学校や家庭及び学校が認めた施設以外での利用」「フリーWi-Fiにはつながない」「他人への貸与」「学習や学校とのやり取り以外の利用」「個人アカウントによるSNS等の利用」「健康を害するような長時間の利用」及びその他、学校や家庭の約束で禁止されている事項としています。

小学校の場合は、学年によって理解度の差が大きいため、もう少し基本的なルールも必要だということで、「先生の指示のもとで使う」「ほかの人に貸さない」「IDやパスワード管理の徹底」「自分や友達の個人情報をインターネットに載せない」「相手の許可なく撮影しない」なども注意事項としております。

また、校内LANについては、フィルタリングソフトを導入済みでしたが、令和4年2月からは、校外に出た場合でもフィルタリングがかかるよう新たにソフトを導入しており、有害サイト等の制限を行っております。

五つ目のICT支援員の配置や活動状況についてですが、津別町においては、ICT支援員は配置しておりませんが、GIGAスクールサポーター配置支援事業を活用して北見市の事業者へ委託し、学校のICT環境に係る対応及び相談体制を整備しております。

ICT支援員の配置については、基本的にGIGAスクールサポーターからは一歩踏み込んだICTを活用した事業改善も支援内容となりますので、それなりのスキルが求められるとともに、教員との役割分担の明確化も求められますので、学習支援システム等を運用していく中で、学校現場の意見も聞きながらどのようにしていくか検討してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、丁寧な回答をいただきました。ちょうど前回質問した時に、まだ文科省が1人1台ということだったんですが、当時の答弁では、まだ確実に誰々さんにとというようなことでの配置はできていなく、そうなった場

合には、どんなふうな持たせ方というのですか、例えば1年1組の誰の誰々はこれですよとか、名前を書いて管理も含めてするのかどうかというようなことを、そういうことができる時点で検討したいというようなことから見ると、かなり知らないうちにどんどんどんどん進んできているのかなというような印象を受けました。

これは、コロナ禍で登校できないというような子が出てきたのと、何年か計画でやってきたというのが前倒しされているというようなことも背景にあったのかなというふうに思いますけども、活用については、どのような活動かという一つ目のことについては、今、説明を受けたのと、小学生と中学生では活用というか1年から9学年までであるので、それぞれ子どもたちのこれに対する習熟の度合いがあるので、これからの部分が大きいのかなというふうに思っているところです。

それで、特に一つずつということですが、渡せばそれで終わりということでないということだけ念頭に置いてもらって、それぞれ渡された時の子どもに対するというか、生徒の使い方というのかメリットというのかそういうものと、それから先生方もこれを子どもたちに渡すことによって、こういうメリットがあるとか、それから保護者にも協力をしていただかなければならないというようなことがあって、ずっと聞いていく中では、親向けの話もあったんですけども、特に家庭に持ち帰ることができる、そして、できない家庭についての対応を、希望者に渡すとか、学年別で習熟の度合いが違うからというような話があったのですけれども、家庭が問題だと、本当はそこで全員の子どもが家庭に持って帰るのが理想なのか、そういうことに対する支援の必要があるのか、この辺を悩んでいるんですけども、先駆けてやっていたところでは、ネットの環境のないご家庭には行政がとか、経済的にそういうふうにはできないというか、あるいは親がもうこれはシャットアウトするとか、そういうことになると十分に家庭でもできること、それからそうでない子との差が、時間がたつにつれ広がってしまうんじゃないかなというふうな懸念をもっています。その辺のところは、これからなのかもしれないのですけども、現状で希望者だけということですから、どのように考えておられるのかお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） ちょっと広くなってきて答えられない部分もあるかもしれ

ませんが、基本的に、今、中学生の希望者に持ち帰らせているということで、これはもう9割方持って帰るような状況になっています。

小学生については、今、年4回ぐらい持ち帰りをやっていて、これは全員に持って行かせているということで、言ってみれば、使う、使わないに関わらず練習をさせているというような状態です。教育委員会としても、基本的には、希望者に対して全員小学生についても持ち帰らせるという方向で考えているんですけども、いろいろ管理の面であるとか、壊したりとかいろいろな心配もあるので、今のところ考えているのは、少し1、2年生はやめるとか、高学年のほうから持ち帰りを始めていこうかなというふうに考えているんですけど、これも学校側とちょっと協議しながら、今、お試して持って帰ってもらっている状況ももう少し考えながら決めていきたいと考えております。

あと環境の部分で、いろいろ差があるといっているんですけど、今、入れているソフトで勉強のでき、ふできとか、そのぐあいにあわせて使えるものが入ってしまっていて、それによって先生も判断しますし、機械側でも自動的にAIで判断するという機能もついています。

それで、ネット環境がないという家は数パーセントなんですけど、少ない状況です。ない場合でも、ダウンロードしてタブレットの中に入れて、この子にはこの勉強をさせたいということでやることもできますので、今、そのネット環境の部分で考えてはおりますけれども、今、現状としてすぐできる対応としては、そういうこともできるということです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今、1台ずつ渡したことにする回答と、ちょっと1番目のところに少し長く回答をいただいたので、同じように2番目の持ち帰りの部分に入り込んでしまったかなというふうに思いますが、使い方については、1年間とか、こういう構想ができた後、それぞれの形で勉強をされているのかなというふうに感じております。事前に聞いた中でも、かなり進んでいるのかなと。私たちが身近にとか、子どもたちが実際にそれを使って勉強しているという様子を聞

くということが非常に少ないので、持って帰っているよというふうに聞いたのは1人、2人ぐらいだったので、どんな状況なのかなってということもあわせてと、ネットは都会も田舎もなく誰にでもそれで勉強しようと思えば不公平なくというか公平にやれるということなので、その辺のところでは安心しました。

それから、今、町のネット環境ですか、調査の中でもタブレットだとかスマホだとかありますかということも非常に高い九十何パーセントとかっていう数字も見たので、ここら辺の環境については問題ないのかなというようなことを、この中の答弁で感じました。

3番目のところに、実際に家庭に持ち帰る場合での注意事項も若干聞いたんですけども、この渡すことによって、何というか家庭でのルールってというようなことに委員会とか学校があまり入り込めるのかどうか難しい問題もあるかなというようなことなんですけども、自由に使えるというか、長時間（聴取不能）でなくてゲームとかいろいろなことがあって、もうそれに依存してしまうような子どもも出てきているということで、一方では、そういうことも何か心配されているというようなことで、これは私がここで聞くまでもなく、多分渡されたり、あるいは家庭に持って行くときには十分な理解というんですか、使用上の理解というか、そういうのを子どもを通してされているのかなと思いますけれども、やっぱり折にふれて家庭にもきちっと見えるというか、学校はとか、津別町では子どもたちに今1人1台というのがバーッと広がっているんで、その状況についての進捗みたいなものを何かで、例えば学校通信なんかはここで強制するものではないと思いますけど、そういうものの中で子どもの成長というんですか、これにG I G Aスクール構想でやってきている成長みたいなことが届けられると、私はいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところまで委員会としてやれるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 持ち帰りのタブレットについては、完全に制限をかけておりますので、アプリとかソフトとかを入れることは完全にできませんので、勉強にしか使えないということなんです。

ただ、その勉強の範囲で、いろいろゲーム感覚でできる勉強もありますので、子ど

もがそこに集中してしまえば、長時間やってしまうということもあり得るということです。

ただ、今、学校でもそういう便りに載せたりもしていますし、そういうルールを書いた紙も保護者に配布していて、その徹底というのが示されておりますし、また、だんだん家庭のモラルというか、そういうところの部分もいろいろ便り等で示しながら、やっぱり家庭で気をつけてもらいたいということで進めております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕前にも国立大学でスマホを使うとか、使わないとかあって、依存してしまうというのがあって、スマホを使うことが大きな問題になっていた信州大学の記事にもあったかなというふうに思うんですけども、今いろんな家庭でのルールだとか、タブレットはもちろん授業用にしか今は使えませんよというふうに限定して渡しているというようなお話でしたので、そこはもう徹底をしていただきたいと思います。それ以外に、今WHOなんかでもタブレットプラス、これは今のに直接じゃないかもしれないのですが、プラスゲームとかということで、それに依存する子どもが非常に多くなってきて問題になっている。ゲーム障がいというような病名というのでしょうか、何かそんなものも出ているということなので、それはやっぱり健全に進めていくというか、そういうところからマイナスになるので、その辺のところもきちっと警告というか、そんなこともできればいいかなというふうに思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

答弁のプラスで、特に家庭向けにはいろんな注意をお願ひしたいということです。

その次、最後のところなんですけれども、サポーターとか支援員に関しては、なかなか文科省が言っているようなことに現実やっぱり人の問題でならないのか、回答でもありましたけれども、委託ということで電話等での相談とかをしているということですけれども、今後に向けて、どんどん子どもたちがもっともっと活用していくということになった場合に、やっぱり先生も含めたそういうスクールサポーターというんですか、それとか支援員というようなことで、国は予算を用意しているようなのですが、見通し等について、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） ICTの活用については、先ほども説明したシステムとかアプリとか、ソフトとか、そういう部分については教職員の皆さんもすぐある程度の期間で理解できると思うんですけど、それらをうまくどのように活用してよい授業にしていくなとか、そういう部分がちょっと難しいのかなということで、それを支えるのがICT支援員かなというふうに考えているんですけど、今、現状でいけば、この国の補助というのは、また中途半端で4校に1校支援員を配置するという補助とか地方財政措置の形でして、津別町としてお金の面では、もし応募したとしても当たるかどうかはわからないんですけど、ただ、今のところ私たちと学校の考えでは、ICT支援員までは必要ないのかなというふうに考えていて、今のスクールサポーターの部分でソフトやアプリの部分はそれなりに支えてもらっていて、結構な問い合わせ等も遠隔でやってもらったりなんかもしている状態です。

ただ、その授業の仕方とかっていうのは、それをやってもらえる支援員というのは相当なスキルを持っている人じゃないと無理だと思うので、今の段階では、学校の中にもそれなりに得意な先生もいたり、模擬授業みたいなものを作って意見を出しあったりとかそういうこともやっています。

また、校内研修以外にも外へ出て行って研修をしたり、あとは学校内にも教育大の先生を招いたりとか、そういう研修も行っていて、今の段階では、そういう研修等、校内での助け合いみたいな形でいけばいいのかなというふうに考えていて、今後もっといろいろ必要性が出てきた場合には、また検討していくかなというふうなことで、今のところ考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 つい最近も道新で大きく出されていたのもあったんですけども、違うところで読みますと、GIGAスクール構想の実現のポイントというのが出ていまして、なるほどなと思ったんですけども、それはきっと若いとか、そうでない世代では、若い人とかこれからの人には当たり前じゃないかというようなことかもしれないんですけども、目にとまったのでちょっとお話ししたいと思います。

まずデジタルが必要だという価値観をまず持つということが大事というのは、自分

自身に言われているかなというふうに思ったんですけども、やっぱり社会が変わってきているんだというようなことを何らかの形で言うということも大切だなというふうに思いました。

それは使いやすい環境をつくるということも大切で、あとは、これはどんな世代でも、何に取り組むときもそうかなというふうに思いますけども、できないことを練習するというような時間をしっかりもつということが、このG I G Aスクール構想を実現していくためのポイントであるというふうに書かれていました。

それぞれの自治体と先生ができることと、家庭でできることというふうに具体的な例も出されていきましたので、参考に読み上げたいと思いますので、そんなふうになっていけばいいなというふうに私も感じております。

自治体ができることというのは予算をつけることだそうです。先生にできることというのは、やっぱり教育に使われるICTの活用事例、そういうものをたくさん見るということですから、きっとこれも個々にお任せすると大変な部分があるんだとしたら、最初の予算をきちんとつけてあげれば自然的に事例の勉強もできるのかなというふうに思います。

それから家庭にできることというのは言うまでもないかもしれないんですけども、新しい取り組みなので、学校のチャレンジを応援するということ、これも新しい構想に向けて、全部を羅列してしまうと何だかわからなくなっちゃうかもしれないんですけども、何か書いてあるものとか、あるいは、さっきからずっとホームページがどうのというような話がありましたけども、何かの機会でG I G Aスクール構想がタブレットを渡したら終わりということではないということも十分理解されていることだろうと思いますけども、こんなようなことも、そうやって3者がうまくいかないと、子どもたちがこのタブレットを十分に活用していくということにはならないというようなそんなようなことを何らかの形というか、さり気ない形でも忘れないために、広報活動というか、そんなものもしていただければありがたいなというふうに思います。

随分1年前から違っているということを確認しましたので、あとは個々の点を注意していただいて、遅れをとらないようにしていただきたいと思います。

以上です。何かあればお願いします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 昨年の3月の一般質問と佐藤議員の6月の一般質問から、その後いろいろ予算もついて結構一気に進んだなという感じで、今回、私もまだ2カ月半しかたっていないんですけど、この一般質問があつて急遽いろいろ調べてみたんですけど、ほかの学校、市町村に遅れをとっていないところまではきているなというふうに考えています。

先週、学校の授業を見る機会があつたんですけど、もう実際にタブレットとかを結構使ってやっていました。ただ全く使っていない先生もちょっとだけいまして、それは使えないんじゃないくてポリシーというか、まだそういう考えに至っていないという先生も若干いるんです。それはうちだけじゃなくて、ほかの市町村もということなんですけど、それはもう今の学習指導要領の中では、それは旧来の黒板に書いてみんな書き取ると、そういう授業じゃなくて、双方向の授業をしながら生きる力を育むという新学習指導要領の中では、それはだめだという方向性なので、町としてもそういった先生に、なるべく学校長、教頭も頑張つてはいるんですけども、そういった先生もICTを使って子どもたちのために授業をつくっていただきたいということで考えております。

そういう生きる力というか、そういう学校の成績ははっきり言ってどんな授業でもできる子はできるしということもあるかもしれませんが、今の生きる力というか、考える力をつけていくためには必要な授業だと思いますので、これからも学校と連携して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今、学校現場を見られての感想等も含めてお話があつて、ひとまず1年前のちょっと不安なというか、私自身が思っていたことよりはどんどんどんどん進んでいるんだなというふうなことを感じておりますので、そういうポリシーのある先生の対応というのは難しいのかなというふうに思いますけれども、それもやっぱり、そこだけがそうなるとう何か困ってしまうので、何らかの方法でみんなが使えるような工夫をしていただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次、鹿柵の整備についてということなのですが、ちょっと前段お話しさせていただければ、議員の経験年数も増えたので、鹿柵を当時するという段階での被害額というのは頭の隅のほうにずっとついていて、それから見ると非常に金額的には億を超えて、当時はそんなような時期で本当に大変なことだなというふうに思っていました。最近議員の方からの質問等も聞いてわかってはいたんですけども、あえて鹿柵の整備について質問をさせていただきたいと思います。

鳥獣の被害による農林水産業等における被害防止のための特別措置に関する法律や、鳥獣被害防止総合対策事業等でこれらの事業が進めてられているということは承知しています。

当町の鹿柵の整備開始により 20 年が経過しており、さまざまな課題があるように感じております。

次の点について伺います。

一つ目は、整備の状況について。

二つ目は、前回質問された議員がおりますので、それ以降の被害状況について。

3 番目は、今後の具体的な整備の方法についてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、鹿柵の整備についてお答えを申し上げます。

はじめに、整備状況についてですが、平成 9 年から平成 12 年までの 4 年間に、道営負担金事業を活用いたしまして全町域に約 333 キロメートルに及ぶ鹿柵を設置しています。次いで、平成 22 年から平成 27 年までの 6 年間に、鳥獣被害防止対策事業により約 87 キロメートルを設置し、その後は、多面的機能支払交付金事業を活用して既設の鹿柵の補修等を行っているところです。

次に、最近の被害額についてですが、農作物への被害のピークは、鹿柵整備以前の平成 10 年に被害面積 526 ヘクタール、被害額 1 億 1,375 万 1,000 円でしたが、鹿柵の効果により、平成 29 年には被害面積 74 ヘクタール、被害額 367 万 9,000 円にまで減少しました。しかし、翌平成 30 年より被害が再び増加傾向となり、令和 3 年には被害

面積 141 ヘクタール、被害額 2,551 万 9,000 円となっています。

この要因は、個体数の増加によるもののほか、既存の鹿柵の破損等によるものがあります。鹿柵の維持補修については、設置当初より受益者である農家みずからが行うこととしていることから、前述しました多面的機能支払交付金事業を活用し、地域での点検補修に係る人件費の支払いと補修資材の提供を行っているところです。しかし、特に修繕が困難な場所において倒木や経年劣化により破損し、整備の難しい箇所が増加しているのも現実です。

次に、今後の具体的な整備についてですが、基本的には鹿柵の整備は、事業を完了した平成 27 年の話し合いにおいて、町主体による町全域への設置事業は終了したものと農業者等に理解を得られていると考えております。

しかし、畑の形状の変化による設置場所の見直しや、維持管理が難しい場所からの再設置などの要望があり、最近の被害額の増加傾向にかんがみ、鹿柵の再整備は必要であると考えております。現在、農協において鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、令和 5 年度から整備を行うことを検討しており、事業実施に向け町に対して支援要請があったところです。

鹿被害の削減に向け、農協において農業者との協議を進めているところですので、事業実施に対する町の支援について検討を行う考えであります。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきました、最初の整備については過去から今日までのことが今答弁されたかと思しますので、現状の整備状況については承知したところであります。

ただ二つ目の被害額については、いろんなことがあろうかと思いますが、私は一部農家の人の声でもあったので、被害額は当初から見たら相当減っていて、中で少しどうこうっていうのもあって、また増えているというような状況なんですけれども、この被害額が地域は幾つかに分かれると思うんです、津別も広い所なので、特に問題のある箇所というか、そこが非常に被害が大きい。例えば、ずっとどこからも入れないような状況に鹿柵ができていないわけじゃなくて、ほかの所を見ると、隙間とかそ

ういう所から入ってくるというような状況であるので、一律に何か支援をするというんじゃなくて、例えばA区域には、そういうちょっと問題のあるような鹿柵の設置状況であるとか、ないとか、そういうようなことがこの被害額から読み取れているのかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 農協等とも毎年時間をつくって話し合いをもっております。どこどこがどういうふうになっているというのもお話を聞いておりますし、特に多面的の支払い交付金を使う組織がありますので、そこで重点的にそういう地区に対してお金を配布して、できるところを進めているというふうに認識しております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 農協との懇談等で設置場所というか、被害の大きい地域というんでしょうか、そういうのが承知されているということで、今ご答弁があったんですけども、私もその一部の人の声で今回はじめて鹿柵に対する質問と、それからどういうことなのかっていうようなことを少し調べてみることができました。行政に全部お願いをするというようなことではないんですけども、私が心を動かしたのは、今いろんな農業の支援の仕方があって、人手が足りない場合にはAIで、それが全部じゃないけど、スマート農業とかなんか、その方も言うておられました。そういうことも大事だけでも、そういう鹿の被害を受けている、ここの農家の方もいらっしゃるということでした。一人一人に十分なことは、なかなか満足のあるような政策というんですか、そういうのは難しいかと思えますけれども、もう何年もしてしまっていて、ずっと言っていることだからというようなことがないのかどうかというのが少し不安なところでもあります。大げさに言うと、全体で言うと、こういう被害を防ぐためには、私は鹿柵というふうに質問の項目にとったんですけども、個体の管理とか、それから生息している環境管理というようなことも大事であるとか、それから被害防除の対策というのは3本で出ていました。なぜ鹿が畑に入ってしまうのかというようなことも具体的な事例でもあって、それは1番被害を受けている、個人でなきゃわからない部分もあるのかなというふうにも思いますので、大方は聞いている、そして不公平のないように進められているんだろうというふうにも思いますけども、鹿が

畑に入らないようにする工夫というんですか、そういうようなことで、特に行政がしていることがあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 行政がしていることというのは、ちょっとご質問が先にあれば調べてきましたけれども、それは承知しておりません。

ただ、今、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、町が整備をするというのは、平成27年をもって終了というお話をさせていただいています。その後の整備につきましては、農協のほうで来年度から、令和5年度からするということで、お話を1回目の答弁でさせていただいたところです。具体的に農協からでは、懇談会の場所で一つの案として農協独自が既に積算をしております、令和5年度からおおむね8年かけて整備をしていきたいということで、総事業費が8億1,199万4,000円というふうに言われております。わかりやすく、これは今の経済、政治状況によって、これから値上がりしていくんだらうというふうに思いますけれども、大雑把に8億円というふうな状況でいきますと、補助金が半分の4億円、残り4億円が手出しということになります。農協の自己資金ということになりますけれども、これを14年で減価償却をして、そのうち何パーセントというのは決まっていませんけれども、丸々パーセントを町で支援していただけないかという提案がされております。それをそうするという事になれば、何パーセントにするかというのは、こちらの財政状況もありますので、協議がこれから農協等も含めて、そして一定の方向性が出れば、また議員の皆さんに、常任委員会になると思いますけれども、そこにご提示させていただいて議論をするということになろうかと思っておりますけれども、そういう流れにあるということでご承知いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今、5年計画で来年度からされるというようなことはわかりました。

でも現状、待てない、大がかりにする前に、まず入ってこないための集落の環境整備というか、特に私の専門じゃなくてよくわからないんですけども、鹿もすごく学習能力が高くてという話も聞きました。だから高さじゃなくて、隙間をとにかくつくら

ないことが1番大切というようなことも調べる中でありました。

それで全部困っているわけじゃなかったりするので、なんか緩衝地帯とかそういうのをしているところもあるけど、そんなことは単純に考えても無理な話に思います。

それで、きちんとフェンスというかができているところと、まるで道路を鹿が来ないだろうと思っていたような所に、以前来なかったんだけども来るようになってる所に応急的な処置というか、それから山に近くてというか、柵がないような所、それと自分でやったらというふうに言われたらそこまでになっちゃうんですけども、やっぱり鹿が入りづらい、柵以外で入りやすいという言い方はおかしいんですけども、やっぱりきれいに整備されている所には入らないとかという話も若干聞いたりするので、計画は5年間ということなので、今ちょっと困っている人には非常に5年計画というのは一気にできるわけじゃなくて、順番にしていけるとなるとなかなか自分の思っている所、これは仕方ないといえればそれまでなんですけども、そういうところで行政とも相談をしているというような話も若干耳にしたので、その辺のところはいかななものか答弁いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 5年間ではなくて8年間で、令和5年から、おおむね8年間というふうに、これは農協で既に農家の方たちと話し合いを進めておりますので、主体的にはJAが進めることとなります。それに対するお金がそれなりにかかるものですから、その支援を一定のルールをつくってお願いできないかという要請が来ておりますので、ここにこうする、ああするというのは農業者の方たちが1番よく承知をしていると思いますし、そこと関連の深い農協が事業主体となってやっていくということは非常にいいことではないのかなというふうに思っています。

行政的には、さまざま例えば北海道町村会だとか、あるいはこの間内のオホーツク圏の活性化期成会で鹿対策についての要望をこの間ずっと続けております。基本的には、国有林の中に、道有林もそうですけれども、国有林の中に鹿がたくさんいますので、そこで狩猟はできませんので、そこを解禁してほしいというのと、いるのは国有林なので、その処理を市町村にお願いするというのは筋違いではないのかという、そういう話も出たりしているところですけども、そこで北海道町村会も含めて地方交

付税の中に国有林の森林面積を参入できないかという要請をこの間やっております。地方交付税の基準財政需要額に、森林面積を測定単位として森林林業行政費というものを新設してほしいと、そこに入ってくるお金で鹿柵の、例えば先ほど農協が行う事業の自己負担分の減価償却の何パーセントというのを、そういうところからも捻出できるかなというふうに思いますけれども、それをぜひお願いしたいというのは、この間要望しているところであります。

エゾシカ対策というのは、森林全体に関わる財政需要であるというのとともに、これは農業被害に限らず交通事故も非常に発生しておりますし、それから生態系への悪影響もどんどん増えていくということでもあります。そういうこともあって、狩猟の関係も、この免許、狩猟免許それから狩猟等の所持する許可の有効期間、これを延長してもらいたいと、それから手続きを簡素化してほしいというのも要請項目になったものを出していますし、それと夜間の駆除の効果的な技術開発をぜひとも開発をさらに進めていただきたいというようなことを含めて、今、要請をしているところです。

また、ついこの間ですけれども、6月8日に津別町でスマート農業の実証実験を行いました。私もずっと参加させてもらって、現場をずっと見せていただいたんですけども、矢作さんの所では、トラクターを使ってのものでしたけれども、もう一つN T T ドコモの北海道支社で、この道新の記事にも載ってございましたけれどもGPSを使って振動検知器と、それとセンサー付きのカメラで鹿やクマが近づくと自動的に撮影されて、それから自分が持っているスマートフォンにそれが通知されるという仕掛けを今、実証実験の中で、現場も見てまいりましたけれども、そういうことも進められています。

そのことによって、農業者が、鹿が入ってきているかどうかというのを、ずっと見回りしていただく必要がなくなるので、その労力が大幅に削減されると、そして、この所に鹿が来たということで、すぐ猟友会のほうに連絡をして駆けつけてもらうという形がとれますので、そういう精度を上げるということで、今こういう取り組みもやっていますということで見てまいりましたので、多方面でいろんな鹿柵のみでなくて、鹿対策ということで取り組みが進められているということで、ご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、鹿柵のみでなくというようなお話もありましたけども、それでは見たんですけれども、被害が非常に多いということで、特措法の改正によって市町村が作成する被害防止計画とかというのは作成することになっていて、これにはちょっと手に負えないなという感じだったんですけども、先ほど町長の答弁にありましたように、人が出ることによって被害を受けているというようなことを中心にとかというようなことが書かれていたのかなと思います。

私は、今回、鹿対策というふうになれば、ものすごく広がってしまうので、ただ、津別町で農業を営んでいる人の、何というか、農業政策もいろいろ変わってきたりしてきているんじゃないかっていうふうに思いますが、長年やってこられて、長年という言い方はおかしいんですけども、やってこられている方の日々の自分だけの努力では済まない部分の声だったかなというふうに感じて、鹿柵に限定をしてお尋ねをしました。

非常に北海道では鹿だけではなく、まだまだほかにもあるかもしれないんですけども、本州のほうでは、これに同じような対策をとっていたりとか、ものすごい原始的だったのは、最初はあちこちにかかし、あれも最初はいいらしいんですけども、あとにおい、そういうので鹿退治ができたんですけども、非常に鹿は頭がいらしくて、すぐその人間でないというふうに見通すと、だからかかしで対策をすることも難しくなっているというようなことで、いろんな苦勞をされてきているんだらうと思いますけれども、津別町で農家を営んでいる方が、自分の手で負えない、今、さっきから出て行政だけでなく、今、農協とというのと、一つの事業が終わったということも承知していますけども、やはり何か情報はいっぱい町にはありますので、そういう方の願いとか切実な訴えに寄り添っていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたとおり、今回からはJAが中心になって既に動き始めておりますので、そこに対して応援をしていくのが行政だというふうに考えていますので、さまざまな形で関わってまいりたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前10時に再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時54分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員